
第 2 編 風水害対策

第1章 災害予防計画

第1節 水政計画

■基本的考え方

この計画は、主として集中豪雨時における水害を防止するために必要な排水路の整備及び中小河川の改修を推進するとともに、霞ヶ浦周辺での湖岸保全施設の整備等を図るために定めるものである。

関係部課	環境防災課、農林水産課、都市整備課、道路課、上下水道課
------	-----------------------------

1 治山計画

(1) 概 況

ア 本市北西端においては、標高140～380mの筑波山系の山々があり、大部分が水郷筑波国定公園に指定されている。

イ 本市北西部の上佐谷及び雪入においては、4箇所の山腹崩壊危険地区が存在している。

ウ 本市北西部の雪入においては、1箇所の崩壊土砂流出危険地区が存在している。

〔山腹崩壊危険地区〕

危険地区番号	地区名	箇所名
230-1	上佐谷	谷ノ上
230-2	上佐谷	下堂前
230-3	雪入	安沢
230-4	上佐谷	不動沢

〔崩壊土砂流出危険地区〕

危険地区番号	地区名	地区名
230-1	雪入	雪入

(2) 対 策

ア 山林の保全

山林には、豪雨時の鉄砲水や土石流の防止のために、植林の促進を図る。

また、林道の整備を促進させ、林業基盤の効率化を図るとともに、笠間営林署の指導の基に営林を促進し、水源の涵養機能の保全と防災機能の向上を図る。

イ 山腹崩壊危険地区の安全性確保

山腹崩壊危険地区では、土砂災害の影響を最小限に抑えるため、地形、地質、立木、擁壁等に関する調査に基づき、豪雨時に想定される予兆を整理するとともに、関係住民に対して注意を呼びかけ、自主避難の迅速化を促す。

2 治水計画

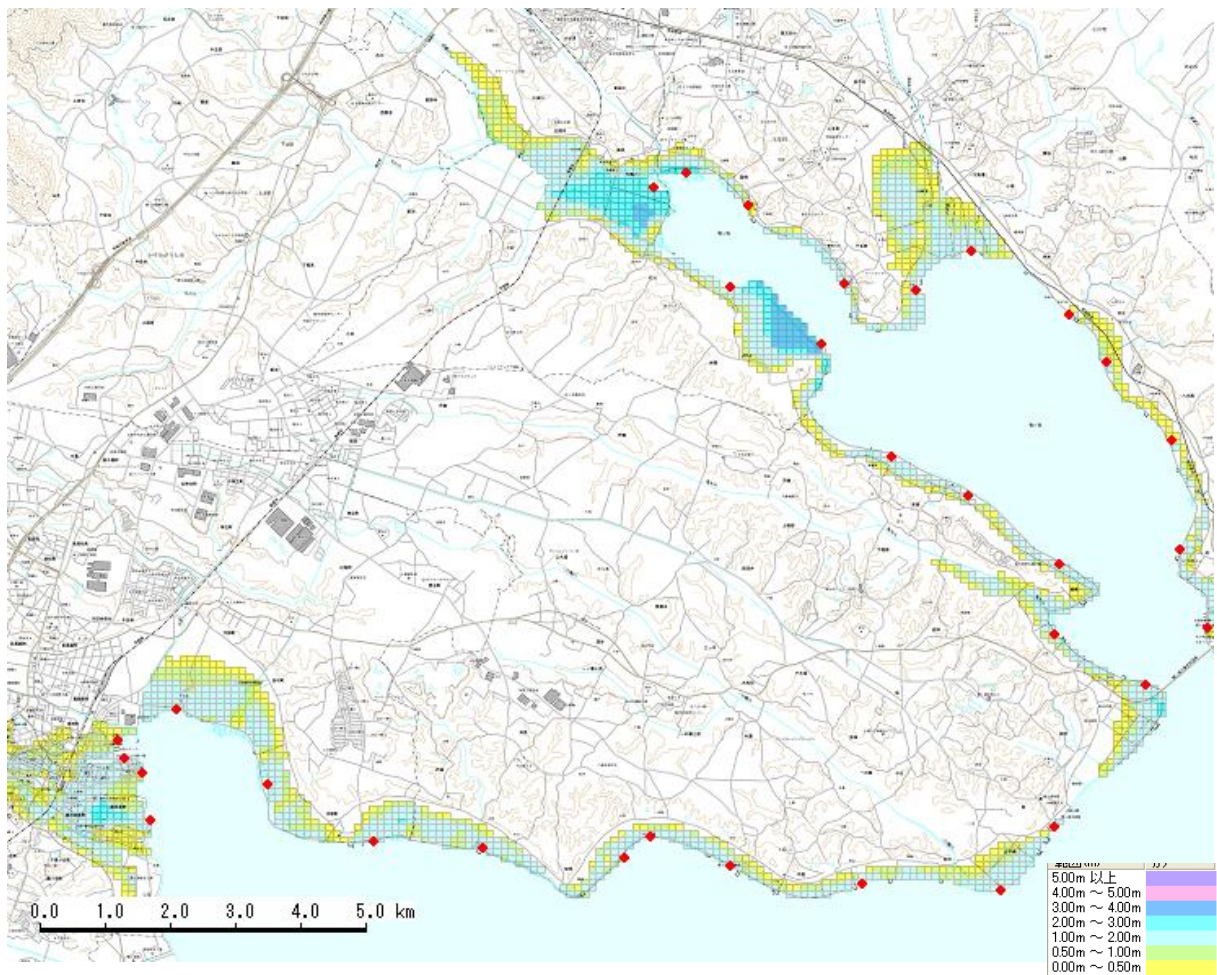
(1) 概 況

ア 市内北部には、利根川水系である恋瀬川があり、その支流である天の川、天王川、雪入川のほか、中根川、飯田川、逆川が流れている。

イ 本市中央部から東部にかけては、菱木川、一の瀬川が流れており、霞ヶ浦に流入している。この河川は、改修工事が完了しているが、日雨量100mmを超える豪雨の際には霞ヶ浦堤防の越水等により、流域水田に被害をもたらすことがある。

霞ヶ浦の延長約263kmの堤防は護岸工事が完了しており、湖周辺に及ぼす危険は少なくなっているが、高さが暫定完了となっているため、今後、計画的に整備を推進していく必要がある。

ウ 霞ヶ浦湖岸の破堤を想定した被害状況は、恋瀬川河口付近にて最大浸水深4.0mの範囲ほか、菱木川河口付近にて浸水深0.5～1.0mの範囲がみられ、一部農地及び宅地への被害が想定されている。



〔霞ヶ浦湖岸破堤想定による最大浸水深の状況〕

(2) 対 策

ア 豪雨による被害が想定される中根川、雪入川支流については、今後、河川の堤防改修を図って、洪水防止対策を講ずるものとする。

イ そのほかの河川については、豪雨に備えて河川管理者及び関係者が危険箇所の補強及び浚渫、警戒にあたるとともに、危険がある場合は堤防の管理者に要請するものとする。

ウ 霞ヶ浦については、国土交通省の「水防警報」における水防基準水位に応じた警戒体制を速やかに設置するとともに、関係行政機関及び土地改良区と連携し、危険箇所の警戒にあたり、必要に応じて国、県に対して、補強工事の促進を要請する。

また、護岸工事により直接人家への影響は想定されないが、湖周辺のレジャー、公園施設への来訪者の安全を確保する対策について、関係行政機関とともに検討する。

エ 市街地内の水害を防止するためには、窪地の雨水排水を計画的に整備する。

特に、住宅地区への影響が懸念される箇所については、宅地整備、道路整備と併せ、総合的な整備に努める。

オ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について、国又は県及び水防管理者等の協力を得て、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

カ 洪水予報等の伝達方法、避難所・避難路のほか洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るためには、洪水ハザードマップ等を作成し、浸水想定区域の住民に対し配布するなどして、必要な事項の周知を図る。

キ 田伏沖ノ内地区の霞ヶ浦湖岸沿いは、周辺の集落や道路などから雨水排水が流入する流末であり、出水期の大雨や台風の際には常設されている排水ポンプでは排水が間に合わず、内水氾濫を起こして周辺の水田や近隣の宅地等が冠水被害を受けているため、更なる内水氾濫防止対策を進める。

第2節 土砂災害防止計画

■基本的考え方

この計画は、災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう、市域内の土砂災害警戒区域等を把握するとともに、地域住民の自主避難を促し、災害の未然防止と被害の拡大防止を図るため、その必要な対策について定めるものである。

関係部課	環境防災課、都市整備課、道路課
------	-----------------

1 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域においては、その災害を予防するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

なお、土砂災害防止法において指定される区域は、生命又は身体に危害並びに危険の周知、警戒避難体制の整備を講ずる土砂災害警戒区域と、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を講ずる土砂災害特別警戒区域がある。

また、本市においては、地すべりの発生する危険のある箇所に指定されている区域は現在のところない。

2 がけくずれ（急傾斜地崩壊）対策

(1) 概況

ア 本市南東部の霞ヶ浦湖岸面付近及び西部では、土砂災害警戒区域等が多数存在している。

イ 急傾斜地崩壊危険区域は、土砂災害防止法第7条第1項及び第9条第1項の規定により、県知事から土砂災害警戒区域が41箇所、土砂災害特別警戒区域が40箇所指定されており、その多くが霞ヶ浦湖岸面付近にある。

ウ 特に本市南東部の霞ヶ浦湖岸面付近では、危険区域に指定されていないが、多くの保全部家を抱える危険斜面が存在するため、実態調査を実施し、必要に応じて安全確保に向けた整備・対策を講ずる必要がある。

[急傾斜地の崩壊危険箇所一覧表]

	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
1	461-I-001	折戸1	加茂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
2	461-I-002	川尻	加茂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
3	461-I-003	崎浜	加茂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
4	461-I-004	田宿	加茂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
5	461-I-005	根山	牛渡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
6	461-I-006	志戸崎1	坂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日

第1章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止計画

7	461-I-007	志戸崎2	坂	急傾斜地の崩壊	○	○ ※	平成21年3月5日 ※平成29年11月13日 土砂 災害特別警戒区域一部解除
8	461-I-008	折戸2	戸崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
9	461-I-009	天王下	安食	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
10	461-I-010	太子	安食	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
11	461-I-011	寺下	柏崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
12	461-I-012	大津田	田伏	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
13	461-I-013	上根	田伏	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
14	461-I-014	篠山	加茂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
15	461-I-015	境前	牛渡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
16	461-I-016	八田	牛渡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
17	461-I-017	兵庫峰	牛渡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
18	461-I-018	柳梅	牛渡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
19	461-I-019	川向	坂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
20	461-I-020	柳梅-2	牛渡	急傾斜地の崩壊	○	○	令和5年3月30日
21	461-II-001	天神	牛渡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
22	461-II-002	柳梅-3	牛渡	急傾斜地の崩壊	○	○	令和5年3月30日
23	461-III-001	穴倉	穴倉	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
24	461-III-002	西成井a	西成井	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
25	461-III-003	西成井b	西成井	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
26	461-III-004	南根本a	南根本	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
27	461-III-005	南根本b	南根本	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
28	461-III-006	戸崎a	戸崎	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
29	461-III-007	戸崎b	戸崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
30	461-III-008	加茂a	加茂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
31	461-III-009	戸崎c	戸崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
32	461-III-010	戸崎d	戸崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
33	461-III-011	加茂b	加茂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
34	461-III-012	平山	加茂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
35	461-III-013	風返	安食	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
36	461-III-014	田伏	田伏	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
37	461-III-015	牛渡	牛渡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
38	464-I-001	峰下	東野寺	急傾斜地の崩壊	○		平成21年3月5日
39	464-I-002	下堂	上佐谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日

第1章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止計画

40	464-I-003	保沢	雪入	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
41	464-II-001	宅地東	東野寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
42	464-II-002	山ノ神下	東野寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
43	464-III-001	下佐谷	下佐谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
44	464-III-002	上稲吉	上稲吉	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日

(2) 対 策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定と対策

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」第3条の規定に基づいて県知事が指定する。

市長は、県知事と協議のうえ、指定された危険区域について、安全性確保に向けた必要な措置を講ずる。

《急傾斜地崩壊危険区域指定基準》

- ① 急傾斜地の高さが5m以上及び傾斜度30度以上
- ② 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上又は5戸未満であつても官公署病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの

イ 危険区域の実態調査に基づく自主避難の迅速化

指定された危険区域について実態調査を行う。実態調査では、影響範囲（施設）、保全人家の状況など現状を把握するとともに、崩壊の予兆となる事柄を整理し、関係住民に対して注意を呼びかけ、自主避難の迅速化を促す。

(3) 安全確保に向けた必要な対策の実施

指定された危険区域では、危険区域調査の結果に応じ、危険予想区域の所有者、管理者、占有者に対して、擁壁及びそのほか必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導する。

(4) 地盤災害危険度の把握と周知公表

市長は土砂災害防止法第7条第3項において、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を住民に周知させるため、土砂災害に関する印刷物の配布等の方法により情報伝達、そのほかの必要な措置を講じるように義務づけられており、ハザードマップ等の活用に努める。

ア パトロール等の実施

危険箇所については、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨等土砂災害を誘発するような状況下でのパトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努める。

また、防災パトロール等の結果から著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限できるよう、調整する。

イ 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS（地理情報システム）を活用して、データベース化を推進する。

ウ データベースの活用

(ア) 地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースは、インターネットなどを活用して広く公開するなど、公共工事、民間工事における地盤災害対策の必要性などの判定に活用する。

(イ) 土砂災害ハザードマップの活用

整備されたデータベースを活用して、土砂災害警戒区域等の危険箇所や避難場所、避難経路等を地区単位で詳細に示した土砂災害ハザードマップを作成するとともに、対象地区の住民に対して説明会を開催し、住民の災害に関する知識の啓発を図る。

エ 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

上記個別地区以外に、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布し、土砂災害警戒区域等について市民に広く周知を図るとともに、危険区域に位置する当事者について安全対策を促す等、土砂災害防止法の適切な運用を図る。

(5) 斜面崩壊防災対策

土砂災害から市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するために、危険区域の現況調査を踏まえ、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

(6) 造成地災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害防止は、都市計画法及び建築基準法にて規定されている宅地開発許可、建築確認等の審査、並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は、巡視等により違法な開発の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意のよびかけに努める。

(7) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、茨城県宅地開発許可制度等を遵守させ、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(8) 警戒避難体制の確立

危険区域に対する防災措置が不十分である間は、その住民に対する警戒避難体制の確立が最も重要である。

市は、がけくずれ発生のおそれがある場合、あるいは危険が緊迫した場合に迅速かつ適切な指示・伝達ができるよう、警戒態勢の確立に努める。

第1章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止計画

また、関係住民には、想定されるがけくずれ発生の予兆・条件について、周知・啓発し、避難準備及び自主的な避難を心がけるなど、災害における自助の向上に努める。

3 土石流危険区域対策

(1) 概 況

ア 本市北西部を流れる雪入川は、下流域に集落があり、砂防指定河川となっている。

イ 土石流危険区域は、土砂災害防止法第7条第1項及び第9条第1項の規定により、県知事から土砂災害警戒区域が5箇所、土砂災害特別警戒区域が3箇所指定されている。

〔土石流の危険箇所一覧表〕

	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	464-I-001	成沢	雪入	土石流	○		平成21年3月5日
2	464-I-002	桜沢	雪入	土石流	○		平成21年3月5日
3	464-I-003	峯川	雪入	土石流	○	○	平成21年3月5日
4	464-III-001	雪入沢	雪入	土石流	○	○	平成27年5月21日
5	464-III-002	下堂沢	上佐谷	土石流	○	○	平成27年5月21日

ウ 土石流危険区域付近の集落は、傾斜地に点在していることから、道路が狭隘かつ坂路を呈するため、避難時の通行確保が懸念される。

エ 危険区域内の集落では、警戒避難の方法などについて、詳細なルールが明確になっていないことから、避難方法を確立し周知していく必要がある。

(2) 対 策

ア 警戒避難方法の周知

土石流危険区域内の住民には、危険区域の状況を把握し、警戒避難方法の周知を図る。

イ 自主避難方法の徹底

危険溪流が存在する雪入地区では、山間部に集落があることから、被害の拡大防止のために、住民の自主的な避難が求められる。

市では調査結果に基づき、災害の予兆を整理し地区住民に示すとともに、避難準備及び自主的な避難の目安について周知を図る。

4 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

第3節 交通計画

■基本的考え方

この計画は、被害が想定される箇所について、平常時における道路交通施設等の維持補修のあり方及び風水害時における交通輸送の円滑化を可能とする対策について定めるものである。

関係部課	都市整備課、道路課、上下水道課
------	-----------------

1 概 況

(1) 本市の交通体系

本市の骨格道路は、南北方向に走る常磐自動車道及び国道6号、東西方向に内陸部をつなぐ国道354号により形成されている。

(2) 道路への被害の恐れ

今後の道路整備に当たっては、本市の北西部及び南東部の丘陵地のほか、本市内陸部は概ね平坦なことから、都市化の進展に伴う豪雨災害（都市型水害）に対応するため、道路勾配及び排水施設等に十分配慮した道路建設を行う必要がある。

(3) 緊急輸送道路の指定状況

本市の緊急輸送道路は、広域的な輸送道路として位置づけられる常磐自動車道、南北に土浦市及び石岡市と連絡する国道6号、東西に茨城県内陸部を連絡する国道354号が指定されている。

2 対 策

(1) 道路建設上配慮すべき事項

道路の建設・補修・改修時には、豪雨時の道路冠水防止や土砂災害への備えとして、次の事項に配慮して整備を推進する。

ア 平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼地等をさける。

イ 縦断線形：平坦地における切土法面はなるべくとらず、水田等を通過する場合、洪水による増水に対し安全な高さをとる。

ウ 横断勾配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配をとる。

エ 道路の切土法面において法面崩壊のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する箇所（堤防併用）及び水田を横断する箇所には、コンクリート擁壁等による法面保護工等の対策を講じる。

オ 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出能力を有する通水断面とする。

(2) 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

本市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する土浦市と石岡市に連絡する国道6号、東西に隣接する土浦市と行方市を連絡する国道

354号が指定されている。

近隣市町村では、土浦市及び石岡市の救急医療体制が比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携を更に強化する必要がある。そのため、本市では国道6号の安全性確保に向けた整備を要請する。

また、本市中央部市街地と霞ヶ浦方面をつなぐ国道354号は、東西交通の主要な道路であることから、災害時の輸送を確実にする必要がある。そのため、本市では道路災害予防に万全を期するとともに、当該緊急輸送道路の安全性確保に向けた整備を要請する。

(3) 道路防災対策の実施

ア 道路冠水対策

市街地の市道では、豪雨時に地形の状況により道路の冠水が懸念されるため、沿道の宅地整備等と併せて道路冠水対策を実施する。

イ 道路災害防除の推進

霞ヶ浦湖岸沿いを周回する県道では、地形条件から霞ヶ浦の破堤や土砂災害の影響を受けやすい状況である。

霞ヶ浦湖岸沿いは、多くの集落があり、災害時の周回道路被害により避難経路を断たれる懸念があるため、道路に影響を及ぼす湖岸の破堤や土砂災害などの対策を優先的に進める。

第4節 都市計画

■基本的考え方

この計画は、本市の都市計画と連携し、市街地内及びその周辺地域において、都市災害の未然防止を図るために各種地域地区制度の運用及び都市計画事業の促進など図るべき対策について定めるものである。

関係部課	都市整備課
------	-------

1 概 況

- (1) 本市の市街化区域面積は、都市計画区域とされている9,000haのうちの754haとなっている。その市街化区域は、本市の中心部であるJR常磐線付近に位置している。
- (2) 用途地域の内訳は、工業専用地域が232.0haで最も多く、用途地域の3割を占めている。
- (3) 次いで、床面積3,000㎡以下の店舗・事業所などの立地が認められる第一種住居地域が203.0ha、低層低密な住宅市街地を形成する第一種低層住居専用地域が127.0haとなっている。
- (4) 市内には6路線の都市計画道路が計画決定されており、内4路線が概成済み、2路線が未整備となっており、全体で36.7%の改良率となっている。

〔都市計画区域及び市街化区域面積〕（令和5年4月現在）

都市計画区域	都市計画 区域面積	内市街化 区域面積
土浦・阿見都市計画区域面積 (かすみがうら市内)	9,000ha	754ha

〔用途地域指定の状況〕（令和5年4月現在）

用途地域	合計 (ha)
第一種低層住居専用地域	127.0
第二種低層住居専用地域	20.0
第一種中高層住居専用地域	15.0
第二種中高層住居専用地域	3.4
第一種住居地域	203.0
第二種住居地域	0.0
準住居地域	5.1
近隣商業地域	4.7
商業地域	3.0
準工業地域	68.0
工業地域	73.0
工業専用地域	232.0
合計	754.2

〔都市計画道路の整備状況〕（令和5年4月現在）

路線番号	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済み 延長 (m)	改良率 (%)
3・4・1	神立停車場線	18.0	2,070.0	2,070.0	100.0
3・5・3	木田余・神立線	12.0	370.0	370.0	100.0
3・4・5	川口・下稲吉線	16.0	650.0	650.0	100.0
3・3・58	土浦・千代田線	27.0	7,470.0	0.0	0.0
3・4・59	中貫・下稲吉線	16.0	2,260.0	2,260.0	100.0
3・4・60	下稲吉・中佐谷線	17.0	1,770.0	0.0	0.0
合計	—	—	14,590.0	5,350.0	36.7

- (5) 都市公園は市内に4箇所設置されており、いずれも0.2～0.5haの規模となっている。

〔都市公園の整備状況〕（令和5年4月現在）

番号	公園名	場 所	面積 (ha)	種 別	備 考
1	逆西第一児童公園	稲吉二丁目地内	0.22	街区公園	都市計画法に基づく都市計画決定
2	稲吉ふれあい公園	稲吉四丁目地内	0.49	街区公園	—
3	大塚ファミリー公園	下稲吉地内	0.51	街区公園	—
4	桜塚公園	下稲吉地内	0.20	街区公園	—
合計	—	—	1.42		

2 対 策

(1) 災害に強いまちづくりの推進

市街化区域内では、工業専用地域に次いで第一種住居地域の占める割合が高くなっており、建物用途の混在、建物密度等の高度化が進んでいる。次いで、第一種低層住居専用地域の占める割合が高くなっており、低層・低密の住居系市街地が形成されている。

今後、既成市街地内の建物密集地は、火災の延焼拡大を抑制するために準防火地域指定等を検討するなど、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図るとともに、老朽化に伴い自然災害による倒壊被害を未然に防止するため、道路に面する危険ブロック塀等の撤去を図る。

(2) 都市施設の整備促進

ア 都市計画道路

都市計画道路は、市内の様々な交通を整序化し、土地利用の効率化や都市活動の支援及び市民の安全をもたらすとともに、火災の延焼防止や避難路としての機能を有しているこ

とから、適宜、その整備を促進する。

イ 都市公園

都市公園は、市内の防災拠点として指定され、その機能を有しているものの、一人あたりの公園面積が低いことから、新たな公園の整備及び既存の都市公園の統廃合を検討し、その拡充を図る。

(3) 都市計画事業の推進

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備を推進する。また、都市計画法に基づく開発許可制度により、一定規模以上の開発行為に対し開発許可基準に基づく適切な指導を行い、都市の健全な発展を図る。

今後、新しく形成される市街地では、道路等の都市基盤と一体となった整備により防災コミュニティを形成し、災害に強い市街地づくりを進める。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

第5節 文教計画

■基本的考え方

この計画は、市及び市教育委員会が中心となって、学校及びそのほかの教育機関とともに、児童・生徒等の安全性を確保するとともに、本市の文化的資源を災害から守るための対策について定めるものである。

関係部課	学校教育課、生涯学習課、子育て支援課
------	--------------------

1 概 況

(1) 学校等の状況

ア 市内には4つの小学校、2つの中学校、1つの義務教育学校、3つの認定こども園が存在している。

イ 災害時においては、児童・生徒の安全を確保するため、関係教職員の適切な誘導の基に児童・生徒等の迅速な避難等が行えるよう、正しい避難方法に関する周知や地域社会と一体となった避難訓練などを定期的実施していくことが求められる。

[学校等の状況]

令和5年4月現在

◆小学校

学校名	所在地	校舎面積 (㎡)	校地面積 (㎡)	プールの有無	電話番号
霞ヶ浦南	深谷3660-1	4,272	21,337	有	029-897-1231
霞ヶ浦北	下軽部1232	4,309	35,825	無	029-896-1213
下 稲 吉	下稲吉1623-5	5,728	24,187	有	0299-59-2054
下稲吉東	下稲吉2286	5,070	25,668	有	029-831-8878

◆中学校

学校名	所在地	校舎面積 (㎡)	校地面積 (㎡)	プールの有無	電話番号
霞ヶ浦	深谷3398-2	5,092	31,347	無	029-897-1211
下 稲 吉	下稲吉2273-2	6,192	40,103	有	029-831-7400

◆義務教育学校

学校名	所在地	校舎面積 (㎡)	校地面積 (㎡)	プールの有無	電話番号
千 代 田	上佐谷990	7,587	40,730	無	0299-59-3502

◆認定こども園

園 名	所在地	敷地面積 (㎡)	定員 (人)	電話番号	備考
くりのみ自然幼稚園	宍倉6204-13	8,156	192	029-831-4510	私立
神 立 幼 稚 園	稲吉2-18-8	1,972	195	029-831-0328	私立
美並未来みなみこども園	上大堤210-1	8,831	135	029-897-2770	私立

2 対 策

(1) 防災教育の実施

ア 各教育機関は、児童・生徒等の安全を図るために、災害発生時における避難・連絡・救助に関する危機管理マニュアル等を作成し、安全教育が適正に行われるよう努める。

イ 市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。

また、市教育委員会は、社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

ア 校長等は児童・生徒等の安全を図るために、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。

イ 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施するよう努める。

ウ 学校等は、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

(3) 防災施設等の整備・充実

各教育機関等は、災害発生時に迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう、設備等の整備及び救急医療用資機材等の備蓄に努める。

(4) 学校施設等の整備・充実

学校等の施設・設備は、災害による被害を予防し、児童・生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

ア 校地等の選定、造成をする場合は、がけくずれ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。

イ 学校等施設・設備を災害から防護するためには、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、そのほかの危険物がある施設では、適切な管理に努める。

(5) 防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条に基づき、消防計画の作成・消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、消防の用水・消火活動上必要な施設の点検及び整備、又は火気の使用や取り扱いに関する監督を行うときは、火元責任者そのほかの防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

(6) 文化財の保護

災害から文化財の保護を図るためには、文化財が保存されている施設に対し、防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備を図る。

また、一般外来者に対して、防火に関する注意を喚起するための立て札（焚き火・たばこ

等の禁止)を設置する。

第6節 農地農業計画

■基本的考え方

この計画は、災害発生の地域性を考慮して、災害から農畜産物を保護するために必要な措置を事前に検討し、被害の軽減を図るための対策を定めるものである。

関係部課	農林水産課、農業委員会事務局
------	----------------

1 概 況

(1) 農地の状況

ア 本市の土地利用状況は、畑の利用面積が最も多く19.5%を占めている。更に田の利用面積と合せた農地利用が全体の34.1%を占めている。

イ 畑は主に台地部に位置しており、野菜、果樹等の栽培がなされている。田は主に低地部に位置しており、水稻やレンコンの栽培等がなされている。

ウ 田は低地部にあるため、霞ヶ浦の増水や河川の氾濫により水害の影響を受けやすい状況である。

[本市の土地利用の状況] (令和5年4月現在)

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	15,657	2,281	3,068	1,328	2,322	259	828	5,590
構成比 (%)	100.0	14.6	19.5	8.5	14.9	1.7	5.3	35.8

(2) 気象条件

霞ヶ浦や筑波山系の山々の影響を受けるため、夏季は比較的涼しく、冬季は比較的温暖で、台風や霜、雪などの被害も比較的少ない地域である。これより、年平均気温が14～15℃、年間降水量が1,200～1,400mmという状況である。

2 対 策

(1) 農地計画

本市の土地利用において、田、畑の農地は欠かすことのできない資源であり、周辺居住地と一体となった田園集落地として良好な景観を形成している。

農地は、他の自然とともに市民に潤いと安らぎをあたえ、水資源の涵養の役割を果たしている。この良好な地域景観・自然環境を維持していくために、河川、農業用水路の整備、農道の整備、土地改良事業など風水害に対する備えを促進していく。

(2) 農業計画

ア 農業保険の普及

農業災害による損失に備えて、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険への加入を促進する。

イ 資材の確保

(ア) 防除器具の整備

病虫害防除器具及び災害防護器具は、災害時に他の機関と連携して、県等が所有する器具の確保に努める。

(イ) 薬剤等

災害時に必要とする薬剤等は、全農いばらき等との連携により、必要量を備蓄するよう推進する。

(ウ) 飼 料

災害に備える飼料は、最低数日間の必要な飼料用農作物を備蓄するよう推進する。

(3) 家畜対策

市は、県と連携して、次の対策を家畜所有者に指導する。

ア 低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を行う。

イ 増浸水の場合を想定して、避難場所の確保を図る。

ウ 倒壊懸念のある畜舎の補修を行う。

第7節 気象業務整備計画

■基本的考え方

この計画は、気象庁の観測及び予知した情報等、災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するため、その情報の伝達方法と気象情報の内容について定めるものである。

関係部課

環境防災課

1 気象情報の伝達方法

気象情報の伝達は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により必要に応じ実施していくものとする。

全国瞬時警報システムは、気象庁から送信される時間に余裕のない緊急事態の気象情報について、国（消防庁）が人工衛星を使い市の防災行政無線を直接起動させ、市民まで瞬時に伝達するものである。

2 気象情報の種類と発表基準

水戸地方気象台等から発表される気象警報、注意報等の種類、内容は、以下のとおりである。

本市が対象となる発表区域は、茨城県南部、県南地域である。

なお、気象情報とは、気象現象の経過や今後の推移、防災上の注意を報じる情報であり、注意報・警報の発表時に、現在の状況や今後の見通しなどを解説するものである。

また、大雨や強風などの悪天が予想される数日前に、予告的な気象情報及びそのほか、台風に関する気象情報である。

気象情報における気象警報、注意報等の種類は以下のものである。

- (1) 特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う警報である。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報である。
- (3) 注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。
- (4) 警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される発表である。
- (5) 土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発表中に大雨による土砂災害が発生するおそれが高まった時に、茨城県と気象台が共同して市町村単位で発表する情報である。
- (6) 記録的短時間大雨情報とは、大雨警報の発表中に、台風や前線の活動などにより、局地的に、数年に1回という極めて激しい雨を短時間に観測する場合の情報である。

※竜巻注意情報：竜巻注意情報は、今まさに、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在するという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表するものである。

第1章 災害予防計画 第7節 気象業務整備計画

[気象等における特別警報の発表基準]

警報の種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

[警報・注意報の種類と発表基準]

かすみがうら市		府県予報区		茨城県	
		一次細分区域		南 部	
		市町村等をまとめた地域		県南地域	
警報・注意報の名称			発表基準		
警 報	大 雨	浸水害	表面雨量指数	20	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	120	
	洪 水		流域雨量指数基準	恋瀬川流域＝22.0、天の川流域＝15.5、一の瀬川流域＝10.5	
			指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦〔出島〕	
	暴 風		平均風速	20m/ s	
	暴風雪		平均風速	20m/ s 雪を伴う	
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 c m	
注意報	大 雨		表面雨量指数	10	
			土壌雨量指数基準	82	
	洪 水		流域雨量指数基準	恋瀬川流域＝17.6、天の川流域＝12.4、一の瀬川流域＝8.4	
			複合基準※	天の川流域＝(8, 9.9)	
			指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦〔出島〕	
	強 風		平均風速	12m/ s	
	風 雪		平均風速	12m/ s 雪を伴う	
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 c m	
雷		落雷等により被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm	

※ （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

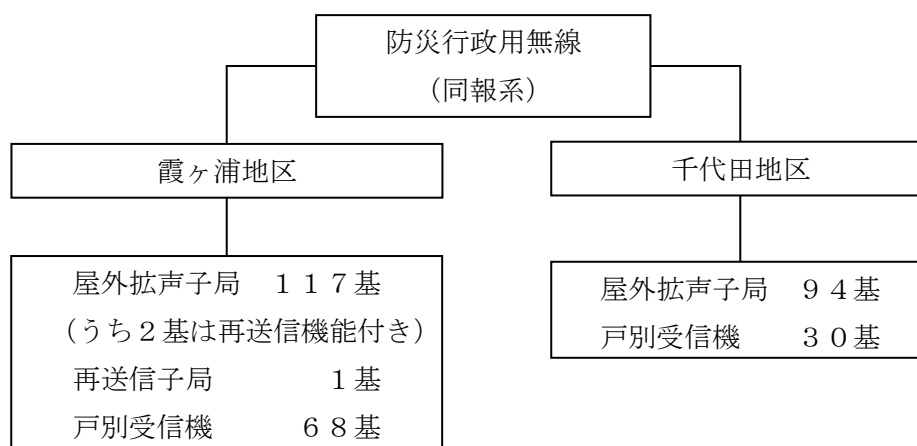
[水戸地方気象台、令和2年8月6日現在]

第8節 情報通信設備等の整備計画

■基本的考え方	
この計画は、災害時において通信連絡が迅速・的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の維持整備を図るとともに、適切な運用を図るため定めるものである。	
関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、社会福祉課

1 概 況

- (1) 現在、防災行政用無線により霞ヶ浦地区及び千代田地区に情報通信網が整備されている。



- (2) 同報系無線で放送された内容については、防災行政無線テレホンサービスにより、市民に提供する。（フリーアクセス・通話料無料 0800-800-3674）

- (3) 災害時には、次の衛星電話を使用し、情報の共有化を図る。

ア 080-2012-2725
 イ 080-2012-2885
 ウ 080-2012-2931
 エ 080-2012-3220

2 対 策

- (1) 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

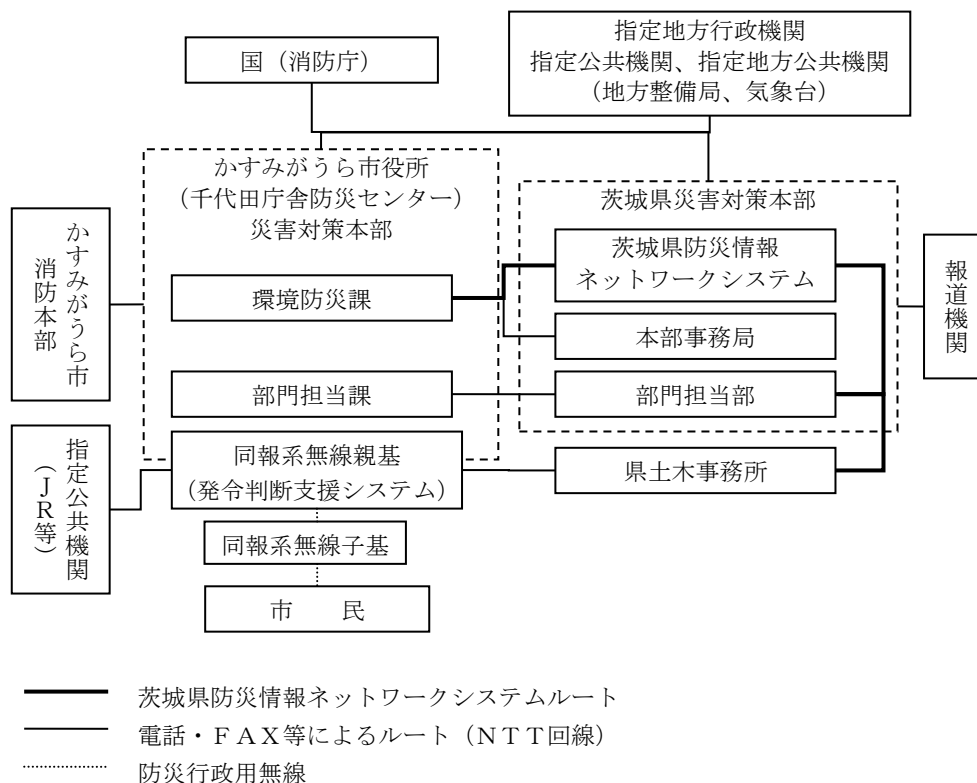
ア 災害時においては、多岐にわたる災害対応を全庁的に統轄しなければならない。このため、千代田庁舎（防災センター）、霞ヶ浦庁舎及びあじさい館を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図る。

イ 災害時の情報の収集・分析・共有を容易にし、事後の行動の意思決定に資するため、災害対策本部会議室等のスペース、防災情報システム等をあらかじめ整備し、防災機能の充実・強化に努める。

第1章 災害予防計画 第8節 情報通信設備等の整備計画

(2) 災害時通信系統

災害時の通信系統は次のとおりである。



(3) 通信機器の維持補修

通信機器及び器材は、常に活用可能な状態を維持するために、随時点検整備に努める。

(4) 災害用電源の確保

災害時の停電の備えとして、予備電源装置（バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等）の確保及び発電機等の燃料の確保を図る。

(5) 災害時優先電話の指定（事前対策）

緊急時の連絡体制を速やかに整えるために、市は、既設の電話番号をNTTへ「災害時優先電話」として登録申請を行い、茨城支店長等の承認を受けるとともに、県内各機関の一覧表を作成しておく。

(6) アマチュア無線ボランティアとの協力体制構築

災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するために、社会福祉協議会へアマチュア無線ボランティアの担当窓口を設置する。

(7) 業務継続性の強化

市は、情報システムを継続的に維持・稼働させるために、耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止する。

(8) 災害時優先電話の配置

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

(9) サーバの負荷分散

市は、災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバ停止の場合、若しくは災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合において、情報発信を継続できるようミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバ負荷を分散する手段について、インターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

(10) 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用

市は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、災害情報共有システム（Ｌアラート）に迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わり茨城県が実施するものとする。

第9節 災害用資材、機材等の点検整備計画

■基本的考え方

この計画は、災害に備えて市で常備する資材、機材等を整備点検し、応急対策活動を円滑に行うために定めるものである。

関係部課

環境防災課、健康増進課、消防本部

1 水防用資機材器具

水防に必要な資機材器具について、市庁舎、各消防署、茨城県土浦土木事務所、国土交通省霞ヶ浦河川事務所等の備蓄資機材器具の状況を把握した上で、必要な資機材器具を各施設に適宜、備蓄・配備する。

2 医療助産及び防疫に必要な資器材

医療、助産、防疫に必要な備蓄資機材及び薬剤は、指定医療品販売業者から年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

3 食糧等

食糧等については、年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

第10節 火災予防計画

■基本的考え方

この計画は、消防機関による消防体制の整備・充実を図り、火災から市民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全のために定めるものである。

関係部課	環境防災課、消防本部、消防団
------	----------------

1 概 況

(1) 市内消防体制の状況

ア 消防本部は、かすみがうら市西消防署に設置されている。

イ 消防署は、西消防署及び東消防署が設置されており、それぞれ、47人、23人の署員が配置されている。

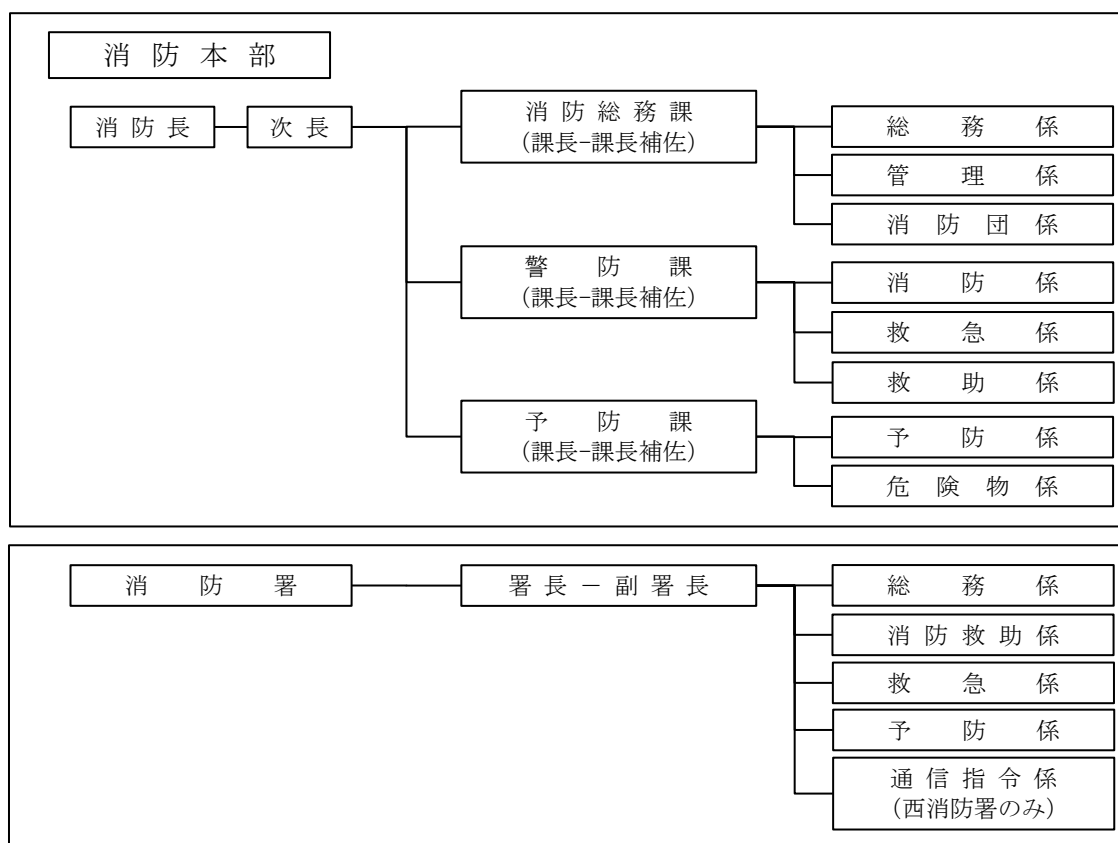
ウ 消防団及び団員数は、令和6年4月現在、10分団、464人となっている。

[消防体制]

消防本部名称	消防署名称	配置人員	備 考
かすみがうら市消防本部 (現数・総員88人) (本部毎日勤務及び派遣等 18人)	西消防署	47人	所属長及び本部兼務者を含む
	東消防署	23人	所属長を含む

令和6年4月現在

(2) 消防本部の組織体制



2 対 策

(1) 消防体制の充実・強化

消防体制は、既存の災害相互応援協定に加え、大災害に備えた相互応援協定の締結を進めるなど、広域消防体制の確立を図る。

(2) 消防施設の整備強化

消防施設の整備について、消防力・消防水利の基準を充足するために、年次計画を立案し強化を図る。

(3) 火災予防対策の徹底

ア 大火に関する災害予防

(ア) 火災警報の発令及び周知

消防法第22条により水戸气象台から知事を通して火災気象通報を受領した場合、あるいは地域内の気象状況が火災の予防上危険であると認める場合、次にあげる方法によってその状況を地域住民に周知徹底させ、地域住民の協力により火災発生の防止を期するものとする。

a 火災警報を発令する。

b 火災警報発令とともに、かすみがうら市消防本部に通報、連絡し、消防団（各分団長は団員に通報、必要な措置をとる。）に担当区域内の火災発生防止について徹底させる。

c 火災警報発令に伴い、各保育所、学校等に通報連絡し、児童・生徒等に対し、火災予防の徹底を期するよう注意の喚起を図る。

d 火災警報発令とともに消防機関及び広報機関（広報車等）は市内を巡回し、地域住民に対し、火気の取扱、使用制限、禁止等について宣伝放送し、火災予防を周知徹底する。

(イ) 火災警報発令基準

火災警報発令基準は次のとおりである。

a 実行湿度が60%以下、相対湿度40%以下の時で、最大風速7m/sを超える見込みのあるとき

b 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

（注：降雨、降雪中は発令しないこともある）

(ウ) 火災警報の解除

火災警報は、平常気象に復したとき解除する。

(エ) 消防機関の警戒体制

a 出火出動隊の強化

延焼火災が発生した場合は、消防長が消防職員を出動させ、署防災無線及びメールを使用し、市内分団を要請するものとする。

b 消防団員の確保

消防団は、各部機関員を含む5名を自宅待機とし、出動態勢の万全を期するものと

する。

c 気象状況の把握

気象状況が概ね発令の基準に達する見込みの時、若しくは火災警報が発令された場合、気象状況を把握して警防対策の万全を期する。

d 消防水利の確保

大火の発生に備えて、水道関係機関と事前協議を行い、給水地域内に火災が発生した場合、加圧送水が迅速に行われるようにする。

イ 建築許可同意制度の推進

消防法第7条の規定による建築許可同意制度を活用し、防火面に対し効果的な運用を図り、火災予防の徹底に期する。

ウ 予防査察

消防機関は、消防法及びかすみがうら市消防本部火災予防条例の規定に基づく、防火対象物の予防査察の実施において、位置、構造、設備及び管理の状況を把握し、消防用施設等の状況検査を行い、当該対象物の関係者に対して、火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

エ 防火対象物に対する防火管理対策（防火管理者育成指導）

学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物所有者は、必ず防火管理者を置き、更に当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防災訓練の実施、火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

第11節 防災知識の普及計画

■基本的考え方

この計画は、災害時の混乱防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から各防災関係機関と連携を図り、市民等に対して災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及及び高揚を図るために定めるものである。

関係部課	環境防災課、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課、消防本部
------	-------------------------------

1 概 況

(1) 普及方法の手段の変化

ア 近年では、インターネットの普及が進んでいることから、市ホームページ上に防災知識の向上に関する内容を盛り込む。

イ 防災情報の提供に当たっては、市内の防災に関する情報・図書等を一箇所に集約するとともに、情報の所在を広く周知する。

(2) 求められる普及内容

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会を作る市民運動の展開が必要である。このため、「自らの命は自ら守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき退避行動等について市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。

この際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、防災士などの水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

なお、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

2 対 策

(1) 市民に対する防災教育

ア 普及、啓発の内容

市民への防災知識の普及・啓発を図る内容は、主に以下に示す事項である。

＜防災知識の普及、啓発を図る主な内容＞

- ① 風水害時の危険性
- ② かすみがうら市内で想定される風水害に関する知識
- ③ 気象情報入手に関する知識
- ④ 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- ⑤ 避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- ⑥ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難（避難情報の意味）の重要性、避難場所及び避難所の位置並びに避難経路
- ⑦ 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸しない適切な行動
- ⑧ 避難時要配慮者の避難支援の方法
- ⑨ 各家庭における防災に関する知識
（災害時の家族内での連絡方法、避難時に集合する場所、必要備蓄品（非常用食料、飲料水、懐中電灯ラジオ、乾電池等）等）
- ⑩ 風水害発生時の避難行動に関する知識
（避難時の注意事項、具体的な避難場所、避難経路等について）
- ⑪ 避難時や避難場所及び避難所での行動
- ⑫ 災害時に機能する公的団体の活動内容に関する知識
（行政、防災関係機関、医療機関、福祉機関など）
- ⑬ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑭ 自主防災組織等の地域での防災活動
- ⑮ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- ⑯ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑰ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ⑱ そのほかの地域の実情に応じた住民の安全確保に必要な情報 等

イ 普及・啓発の方法

(ア) 広報紙、パンフレット等による普及

災害・防災に関する知識の普及を広める又は防災意識を高めるためには、広報紙やパンフレットなどを作成し、市民に配布することが最も重要である。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要が無いこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(イ) 情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。

また、一つの場所で防災に関するすべての情報が入手可能な仕組みをつくることも重要である。そのため、市庁舎内にて防災に関する情報の一元化・集約化したコーナー設置に努める。

(ウ) 講演会等の開催による普及

防災教育の方法としては、市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(エ) 個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所が予め明らかになっている土砂災害警戒区域等や浸水想定区域内の住民を対象に、より具体的な知識の普及が必要となる。そのため、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを地区単位で開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

(オ) そのほかのメディアの活用による普及

- a テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- b ビデオ、フィルムの製作、貸出
- c 文字放送の活用
- d インターネットの活用

(ホームページ、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等)

- e 教育設備の貸出

(2) 学校及び保育所（園）等における防災教育

ア 児童・生徒等に対する防災教育

- (ア) 幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校における防災教育は、策定した学校安全計画にしたがって、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた防災に関する知識の向上、防災意識の啓発を図る。

指導内容は、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視した教育に当たる。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

- (イ) 更に、地理的要件など地域の実情に応じて、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。
- (ウ) また、災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自主的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を促進する。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等によ

る指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

イ 指導者に対する防災教育

指導者への防災教育は、指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会等を通して、資質向上を図る。

(3) 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から市民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

研修会、講演会は、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込むよう努める。

第12節 防災訓練計画

■基本的考え方

この計画は、災害応急対策を円滑に進めるうえで必要となる災害時の行動と心構えを養うため実施する訓練について定めるものである。

関係部課	環境防災課、消防本部、消防団
------	----------------

1 概 況

(1) 各種防災訓練の実施は、自主防災組織、民間防火組織（女性防火・防災クラブ等）、ボランティア組織、事業所、避難行動要支援者も含めた一般市民の参加を促すことによって、自助、共助が機能することとなる。

(2) 誰でも参加でき、災害時に生かすことのできる訓練の確立が求められている。

2 対 策

(1) 防災訓練・避難力強化訓練（県、市及び防災関係機関、自主防災組織並びに市民等が行う訓練）

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。

関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していくものとする。

この際、感染症対策を考慮した訓練を実施するものとする。

ア 訓練種目

訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる内容に配慮する。主な訓練種目は次のとおりとする。

- (ア) 災害対策本部設置、運営
- (イ) 交通規制及び交通整理
- (ウ) 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- (エ) 救出・救助、救護・応急医療
- (オ) ライフライン復旧
- (カ) 各種火災の消火
- (キ) 道路復旧、障害物除去
- (ク) 緊急物資輸送
- (ケ) 無線による被害情報の収集・伝達
- (コ) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- (サ) 応急給水活動
- (シ) 水防訓練

イ 訓練参加機関

防災訓練は、できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。

その際には、自主防災組織、民間防災組織、ボランティア組織、事業所、避難行動要支援者等も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

(2) 市が実施する訓練

ア 避難訓練

(ア) 防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

訓練に当たっては、避難の指示、誘導、伝達方法等に係る避難訓練の年次計画を立案し、その計画に従い、市及び防災関係機関と地域社会等が連携して実施する。

避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関等との連携により、マイ・タイムラインを確認して避難する訓練を実施する。

(イ) 幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(ウ) 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校等と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校等における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練に努める。

イ 水防訓練

水防活動を迅速・的確に遂行するためには、梅雨期及び台風等の出水に備え、消防団員（水防団員）及び関係機関の協力により訓練を実施する。

ウ 消防訓練

市の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るためには、消防に関する訓練を実施するほか、大火災を想定して実施する。

なお、学校に当たっては、人命保護のために施設規模や収容者数等に応じた避難方法を確立し、訓練を実施するものとする。

エ 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のためには、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

オ 通信訓練

情報収集伝達訓練については、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線、県防災行政無線、衛星電話及びインターネット通信機器等の整備を進めることにより、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 自主防災組織及び市民等が実施する訓練

ア 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織等に対し、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、組織的な訓練が実施できるよう支援する。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び要配慮者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導、協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

イ 一般市民の訓練

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して避難行動要支援者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

第13節 防災組織等の活動体制整備計画

■基本的考え方	
この計画は、市民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域の防災活動が効果的に行えるよう、自主防災組織の確立について定めるとともに、共助の考え方に基づいて活動を行うボランティア組織の活動の支援体制について定めるものである。	
関係部課	環境防災課、社会福祉課

1 概 況

(1) 自主防災組織の整備

ア 市内には19の自主防災組織があり、基本的にコミュニティのつながりの強い住宅団地や行政区等の自治組織等を基盤とした組織である。

イ 市では、年間活動費や備品購入について補助を行っている。

ウ 年齢別世帯状況は、高齢者世帯の独居化が増加しているため、自主防災組織が災害時に果たすべき役割の重要性が増加している。

そのため、市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

(2) リーダーの育成

自主防災組織の活動を効果的なものにするために、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に取り組むとともに、活動支援などを積極的に実施していく。

2 対 策

(1) 自主防災組織等の整備

ア 自主防災組織づくりの支援

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、市民に自主防災組織づくりの必要性を啓発していくとともに、活動支援をPRし、自主的な組織設立に取り組む。

イ 自主防災組織の単位・編成

(ア) 組織単位

組織の単位は行政区や自治会等を基本として、必要に応じて、ブロック分けをする。

(イ) 編 成

自主防災組織には、組織をとりまとめる会長をおき、その下に情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を設置し、各班毎に班長を決める。

ウ 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりである。

(ア) 常時の活動

- a 防災に関する知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- b 防災訓練の実施

- c 火気使用設備器具等の点検
- d 防災資機材の備蓄
- e 避難行動要支援者名簿の作成（氏名、住所、年齢、世帯構成、身体状況など）
- f 避難行動要支援者避難協力体制の計画
- g 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

(イ) 災害時の活動

- a 情報の収集、伝達
- b 出火防止及び初期消火
- c 避難誘導
- e 救出、救護
- f 救助・救護者リストの作成

エ 相互協力体制の整備

市内自主防災組織間の協力体制の整備として、自主防災組織間の情報交換を促進する等連携体制を強化する。

オ 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成等について支援を行う。

(2) ボランティア組織の育成・連携

ア 防災ボランティアとの調整

防災ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両方の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療、語学、アマチュア無線）については、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

イ 防災ボランティア担当窓口の設置

市は防災ボランティアの担当窓口を社会福祉協議会に設置する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等、予め、その機能を整備する。

市及び市社会福祉協議会は、災害時ボランティアの受入れ体制について、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。

ウ 防災ボランティア団体との連携

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機

関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

エ 防災ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

(ア) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

(イ) 防災ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるためには、平常時から活動拠点の指定・整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(ウ) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

第14節 要配慮者支援計画

■基本的考え方	
この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者などの要配慮者、並びに日本語での災害情報が理解できにくい外国人に対して、円滑な情報伝達、避難及び救助・救急体制について定めるものである。	
関係部課	社会福祉課、子育て支援課、介護長寿課、環境防災課、市民課、経営企画課

1 対 策

(1) 社会福祉施設等の安全体制の確保

ア 防災組織体制の整備

市は、施設管理者等に対し、予防及び災害時の対応、組織体制や行動計画などを盛り込んだ防災計画の策定、入所者の身体的特性や災害時の注意事項などを記録した要配慮者リストの作成に関し指導、支援を行う。

また、災害に対する安全性が十分ではない施設について、災害時に他の安全な施設へ入所者を移送する必要があることから、予め自主防災組織等地域の住民組織との協議を行い、非常時の支援体制について定めておくよう指導する。

イ 緊急応援連絡体制の整備

市は、災害情報を迅速に伝えるための通信連絡体制の整備を図るとともに、防災関係機関や医療機関との連絡体制及び他社会福祉機関との相互応援協定の締結を図るなど、連携体制の強化について助言、指導及び支援を行うものとする。

また、施設と近隣住民、ボランティア組織の連携に向けて、必要な助言、指導及び支援を行うものとする。

ウ 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

被災地域の要配慮者を受け入れる施設については、応急的な措置が施せるよう、平常時から医薬品、医療機器等を備えておく必要がある。

また、十分な設備が整っておらず入所者の移送が必要な施設についても、移送までの応急的な措置が施せるよう、必要な資機材を確保しておく必要がある。

市では、要配慮者の避難場所ともなる重要な社会福祉施設等に対し、周辺地域の災害時要配慮者を十分受け入れることが可能な備蓄品目、及び備蓄量について調査、把握し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を行う。

エ 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する必要がある。

市は、施設管理者に対し、防災知識の向上及び意識の啓発を図るよう指導するとともに、合同防災訓練の実施に関し、必要な助言、指導及び支援を行うものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者支援体制の確保

ア 災害時要援護者避難支援プランに基づく支援体制

市は、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者（生活の基盤が自宅にある方のうち、自力で避難することが困難な者等で、「かすみがうら市災害時要援護者避難支援プラン」で定める者。以下同じ。）に関する情報を平常時より把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を含めるように努める。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(イ) 避難行動要支援者支援班の設置

福祉関係部局を中心とした横断的な組織として、「避難行動要支援者支援班」を設け、避難支援を的確に実施する。

(i) 関係部課・機関等の連携強化

a 消防団、自主防災組織等との連携強化

市は、消防団や自主防災組織等、地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者を明確にする。

また、消防団、自主防災組織等に対し連絡の不通を想定した伝達網の整備を行うよう指導する。

b 福祉関係者との連携

市は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と避難行動要支援者支援班との連携を深める。

また、福祉関係者に対する防災研修を定期的実施するものとする。

市は、福祉関係者がケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動を通じて、避難行動要支援者や避難支援者への情報伝達方法について、きめ細かく把握するよう指導する。

(ii) 避難行動要支援者名簿に記録する事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

a 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先

b 避難支援等を必要とする理由

c 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち、個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

d 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

e 上記のほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(イ) 名簿情報の利用及び提供

a 市は、避難実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のことで利用することができる。

b 市は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

c 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(ロ) 秘密保持の義務

名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の情報は、平常時から避難行動要支援者と接している福祉関係者等との連携・協力により、情報の共有化を図るための取り組みを促進する。

避難行動要支援者の情報共有に当たっては、社会福祉協議会等の関係者の協力のもと、本人の情報共有に関する意向を得た上で、避難支援プランに反映させる。

ウ 高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報の発令

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月 内閣府（防災担当））に基づき、高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報等の判断基準を事前に定めた上、災害時に発令する。

今後、避難行動に時間を要する者に避難を求めるものは、高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報を標準化するとともに、市はその周知徹底に努める。

エ 避難行動要支援者の特性を踏まえた情報提供

防災情報伝達は、避難行動要支援者の特性を踏まえつつ、その日常生活を支援する機器等の活用を進める。

<例>

- ① 聴覚障がい者：携帯電話メール、テレビ放送（地上波デジタル放送も含む。）
- ② 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ③ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

(3) 防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発

市は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織、介護保険事務所などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。また、避難支援プランに基づき、福祉関係機関に対し普及・啓発を図る。

(4) 外国人に対する防災対策の充実

ア 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

イ 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

ウ 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、防災に関するパンフレットを外国語により作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

エ 外国人が安心して生活できる環境の整備

(ア) 外国人にやさしいまちづくりの促進

避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

(イ) 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するために、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供に努める。

(ウ) 外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人が日本の地域社会にとけ込み、その一員として地域で協力し合い生活をすることを可能とするには、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

■ 基本的考え方	
この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。	
関係部課	全課

1 かすみがうら市防災会議

かすみがうら市防災会議は、災対法第16条第1項に基づき設置された機関であり、市における防災に関する計画を作成し、その実施を推進するほか、防災に関する重要事項を諮問に応じて審議する。

なお、かすみがうら市防災会議は市長を会長とし、かすみがうら市防災会議条例（条例第15号）第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

また、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。

2 災害警戒本部

(1) かすみがうら市災害警戒本部

市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

(2) 設置基準

警戒本部は、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- ア 大雨、暴風、洪水等の警報が発令された場合で、被害の発生が予想されるとき。
- イ 大雨、大雪、暴風等の特別警報のいずれかが発表されたとき
- ウ 局地的災害が発生し、なお被害が拡大するおそれがあるとき。

(3) 設置及び廃止決定

ア 設置の決定

警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、市民部長の順でその権限を代行する。

イ 設置場所

本部はかすみがうら市防災センター（千代田庁舎内）に設置する。また、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は各地区の防災活動拠点として、警戒本部との連絡体制を整える。

ウ 廃止の決定

市域内において災害が発生又は拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに警戒本部を廃止する。

(4) 組織・編成等

ア 警戒本部の編成及び各部・係の分掌事務

次項災害対策本部の編成及び各部・係の分掌事務に準ずる。

イ 警戒本部会議の招集

(ア) 出席者

警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務企画部長、市民部長、保健福祉部長、産業経済部長、都市建設部長、消防長、教育部長、会計事務局長、議会事務局長、消防団長、理事、参事

(イ) 協議事項

- a 被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- b 災害への警戒に関すること
- c 初期応急対策の検討・実施に関すること
- d 救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- e 避難対策に関すること
- f 広報活動に関すること
- g 各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

3 災害対策本部

(1) かすみがうら市災害対策本部

災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、市域に災害が発生又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため災対法第23条の2の規定に基づき、市長が設置する特別の組織である。

その大綱はかすみがうら市災害対策本部条例（条例第16号）の定めるところによる。

(2) 設置基準

対策本部は災対法第23条の2第1項の規定に基づき、概ね大規模な災害が広域にわたって発生し、市長が必要と認めたときに設置する。

(3) 設置及び廃止決定

ア 設置の決定

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、市民部長の順でその権限を代行する。また、設置が決定され次第、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡を行う。

イ 設置場所

対策本部はかすみがうら市防災センター（千代田庁舎内）に設置し、対策本部の標示を掲示する。また、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は各地区の防災活動拠点として、対策本部との連絡体制を整える。

ウ 廃止の決定

市域内において災害が発生又は拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに対策本部を廃止する。

なお、廃止後の継続業務は対策本部の各業務担当課が継続して行うものとする。

(4) 対策本部の設置及び廃止の通知等

市長は、対策本部の設置及び配置の実施について、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡、周知する。

(5) 組織・編成等

ア 対策本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

イ 対策本部会議の招集

(ア) 出席者

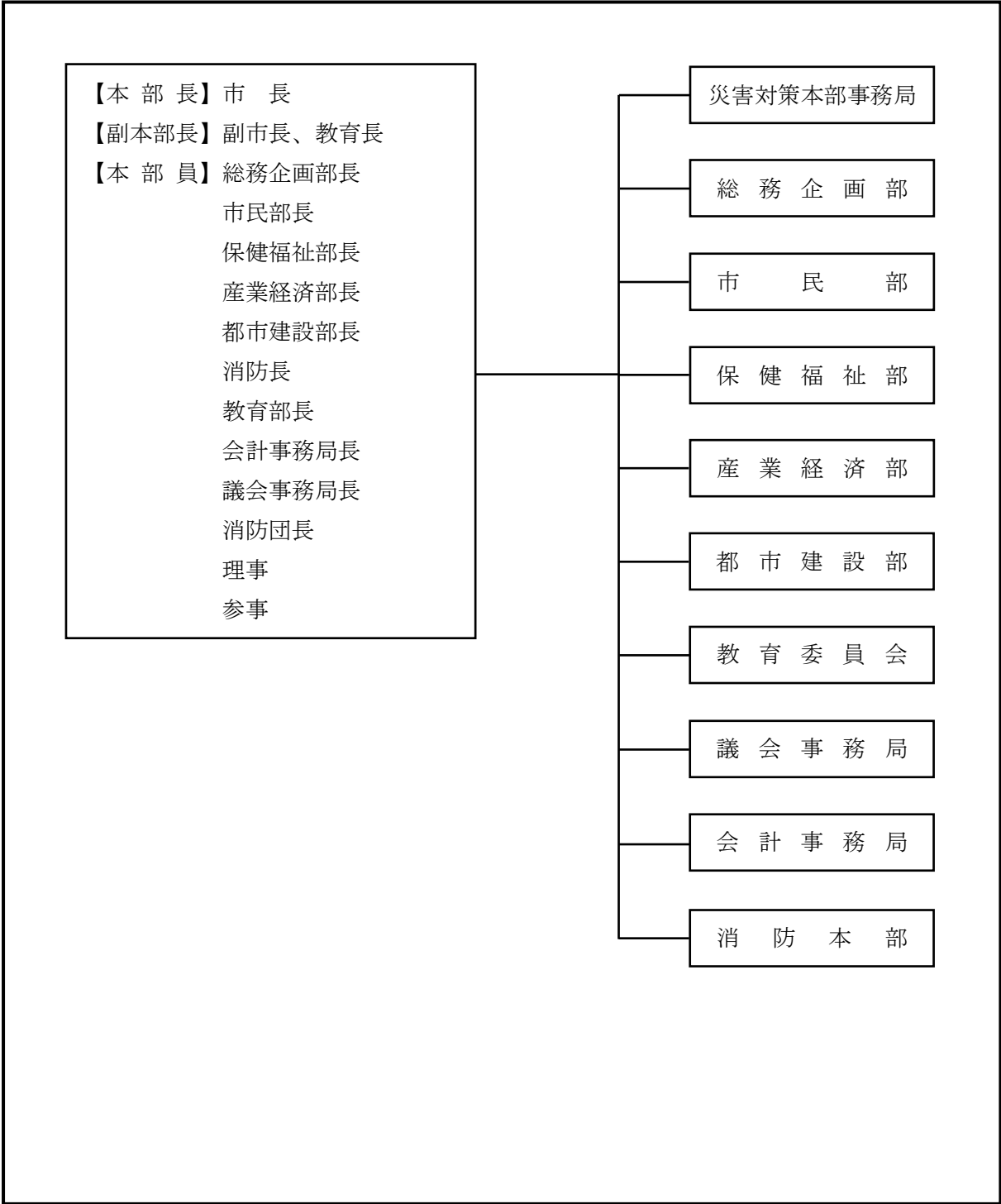
対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市 長	副市長、教育長	総務企画部長、市民部長、保健福祉部長、産業経済部長、都市建設部長、消防長、教育部長、会計事務局長、議会事務局長、消防団長、理事、参事

(イ) 協議事項

- a 災害対策活動の総合調整に関すること
- b 避難の指示等に関すること
- c 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- d 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- e 公費負担等に関すること
- f 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- g 対策本部の廃止に関すること
- h 各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

[かすみがうら市災害対策本部組織図]



第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

[別表 災害対策本部各対策部の事務分掌]

※構成員の名称に（◎）のある課等の課長等が班長となる。

担当部等名	班 名	担当課等	事務分掌
災害対策本部		○本部長 ○副本部長 ○本部員	① 被害状況、対応状況等の災害対策活動の総合調整に関する こと ② 避難指示等、退去の協議、発令 ③ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に 対する応援の要請に関すること ④ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑤ 公費負担等に関すること ⑥ 災害応急対策に要する経費の処理に関すること ⑦ 被災者に対する救助及び救護措置に関すること ⑧ 本部の廃止に関すること ⑨ 災害救助法等の適応協議に関すること ⑩ 県災害対策本部との協議に関すること ⑪ 災害時における人員の動員及び調整に関すること ⑫ 職員の非常招集に関すること ⑬ 消防、水防対策に関すること ⑭ 帰宅困難者に関すること ⑮ その他、災害発生の防御、又は拡大の防止及び災害復旧の ための措置に関すること
災害対策本部事務局		◎環境防災課 ○総務課 ○経営企画課 ○秘書人事課 ○情報広報課 ○会計課 ○監査委員事 務局	◆災害対策本部に関する事項（主に環境防災課） ① 本部長及び副本部長の補佐に関すること ② 災害対策本部立ち上げの伺いに関すること ③ 災害対策本部会議に関すること ④ 各部長等（災害対策本部員）に対する参集指示に関する こと ⑤ 関係機関へ災害対策本部会議への参加要請に関すること ◆避災者支援及び受援に関する事項（全ての課） ⑥ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体や公共機関等 に対する応援要請の取り纏め等、受援に関すること ⑦ 物品の調達及び供給に関すること（義援物資を含む） ⑧ 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその 指導に関すること ⑨ 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の供与及びそ の指導に関すること ⑩ 救助物資等の輸送・保管に関すること ⑪ 救援物資等集積拠点の開設及び運営に係る受援に関する こと ◆災害情報の収集・報告に関する事項（全ての課） ⑫ 災害情報の収集及び被害の取り纏めに関すること ⑬ 茨城県防災情報ネットワークシステム、災害情報共有シ ステム（Lアラート）に関すること ⑭ ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集 に関すること ⑮ 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関すること ⑯ 国、県等からの情報収集に関すること ⑰ 市民等からの災害情報収集に関すること ⑱ 県に対する報告及び要望の作成に関すること ◆災害対応の経費に関する事項（主に経営企画課） ⑲ 災害予算に関すること ⑳ 災害関係費の出納に関すること ㉑ 災害見舞金、義援金の受領、保管に関すること ㉒ その他出納業務に関すること ◆職員の現状把握等に関する事項（主に秘書人事課） ㉓ 職員の被害状況の把握と対策に関すること

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

担当部等名	班 名	担当課等	事務分掌
総務企画部	秘書班	◎秘書人事課	① 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事 ② マスコミとの連絡調整に関する事 ③ 本部長特命事項に関する事
	広報班	◎情報広報課	① 市民等への広報に関する事 ② その他広報に関する事
	管財班	◎総務課	① 市有財産の災害調査に関する事 ② 市所有車両の配車に関する事 ③ 庁舎等の被害調査及び復旧に関する事 ④ 燃料の確保に関する事
市民部	市民班	◎地域コミュニティ課 ○市民課	① 市民等との窓口対応に関する事 ② 電話対応に関する事 ③ 避難所（コミュニティセンター・コミュニティステーション）の開設及び運営管理に関する事 ④ 避難所の運営に係る受援に関する事
	調査班	◎税務課	① 住家の被害状況の調査 ② り災証明に関する事 ③ り災台帳の作成に関する事 ④ 災害に伴う市税等の減免に関する事 ⑤ 住家の被害状況の調査に係る受援に関する事 ⑥ り災証明に係る受援に関する事
	環境衛生班	◎環境防災課	① ごみ収集及び処理に関する事 ② 災害地の清掃に関する事 ③ がれきの収集及び処理に関する事 ④ 仮設トイレの手配及び設置に関する事 ⑤ 衛生関係災害の調査に関する事 ⑥ ペットの同行避難及び飼育指導に関する事 ⑦ 一般・産業廃棄物処理に係る受援に関する事
保健福祉部	社会福祉班	◎社会福祉課 ○国保年金課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設の被害調査及び援護に関する事 ④ 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関する事 ⑤ 福祉避難所の開設及び運営管理に関する事 ⑥ 福祉避難所の運営に係る受援に関する事 ⑦ 避難所の設置及びその指導に関する事 ⑧ 災害ボランティアに関する事 ⑨ 死体の捜索処理、埋葬の実施及びその指導に関する事 ⑩ 応急仮設住宅の災害り災者の援助に関する事
	介護福祉班	◎介護長寿課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設の被害調査及び援護に関する事
	児童福祉班	◎子育て支援課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 避難所（保育所・児童館・児童クラブ・大塚ふれあいセンター）の開設及び運営管理に関する事 ④ 避難所の運営に係る受援に関する事 ⑤ 社会福祉施設（児童館・児童クラブ・大塚ふれあいセンター）の被害調査及び援護に関する事 ⑥ 保育対策に関する事

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

担当部等名	班 名	担当課等	事務分掌
保健福祉部 (つづき)	医療対策班	◎健康増進課	① 災害地の防疫に関すること ② 医療スタッフによる応急救護に関すること ③ 救急患者の収容及び診療助産に関すること ④ 医療材料の調達及び供給に関すること ⑤ 医療担当会議に関すること ⑥ 他の病院への応援依頼に関すること ⑦ 地区医師会との連絡調整に関すること ⑧ り災者の医療救護に関すること ⑨ 心のケアに関すること ⑩ 避難所（かすみがうらウェルネスプラザ）の開設及び運営管理に関すること ⑪ 避難所の運営に係る受援に関すること ⑫ 健康・保健活動（保健師、管理栄養士等の派遣）に係る受援に関すること
産業経済部	農林水産班	◎農林水産課 ○農業委員会事務局	① 農作物の災害調査に関すること ② 農地及び農業用施設の災害調査に関すること ③ 林業関係の災害調査に関すること ④ 家畜の災害対策に関すること ⑤ 家畜の飼育供給及び草地飼料作物畑の復旧に関すること ⑥ 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること ⑦ 災害農作物の技術対策に関すること ⑧ 耕地の災害対策に関すること ⑨ 農地、農業用施設における災害復旧に係る協力要請に関すること ⑩ 農業委員会委員の安否確認に関すること ⑪ 農業委員会会長・会長代理への連絡調整に関すること
	商工観光班	◎商工観光課	① 観光施設等の被害調査及び復旧に関すること ② 商工業の災害関係の調査に関すること ③ 災害地の商工業の指導に関すること ④ 災害救助に係る労務者の確保及び供給に関すること ⑤ 企業への災害復旧資金の融資に関すること ⑥ り災者の就職斡旋に関すること ⑦ 救助用物資の斡旋に関すること ⑧ 救助用食料の斡旋に関すること ⑨ 避難所（かすみがうら市交流センター）の開設及び運営管理に関すること ⑩ 避難所の運営に係る受援に関すること
都市建設部	都市整備班	◎都市整備課	① 民間家屋の危険度判定に関すること ② 警戒・危険区域への立入り制限・禁止及び区域外への退去命令に関すること ③ 公園等の被害状況調査に関すること ④ 応急仮設住宅の設置、維持管理及び入居手続きに関すること ⑤ 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理計画に関すること ⑥ 道路（土浦千代田工業団地内）の冠水時の対策に関すること ⑦ 開発関係の災害の調査に関すること ⑧ 被災建築物応急危険度判定に係る受援に関すること ⑨ 被災宅地危険度判定に係る受援に関すること
	土木班	◎道路課	① 土木機械の運用に関すること ② 土木災害の情報に関すること ③ 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関すること ④ 河川の災害調査及び復旧に関すること ⑤ 障害物の除去の実施及びその指導に関すること ⑥ 道路及び河川等における災害復旧に係る協力要請に関すること

担当部等名	班 名	担当課等	事務分掌
都市建設部 (つづき)	下水道班	◎上下水道課	① 下水道施設（雨水幹線含む。）の災害調査及び復旧に関する事 ② 下水道施設における災害復旧に係る受援に関する事
	上水道班	◎上下水道課	① 応急給水に関する事 ② 応急給水に係る受援に関する事 ③ 給水源の確保に関する事 ④ 上水道施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑤ 上水道施設における災害復旧に係る受援に関する事
教育委員会	庶務班	◎学校教育課 ○生涯学習課	① 教育施設の被害調査及び復旧に関する事 ② 児童・生徒の安全確認に関する事 ③ 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 ④ 文化財の被害調査及び復旧に関する事
	避難所班	○学校教育課 ◎生涯学習課	① 避難所の開設及び運営管理に関する事 ② 避難所の運営に係る受援に関する事
消防本部		◎消防総務課 ○警防課 ○予防課 ○西消防署 ○東消防署	① 消防対策会議に関する事 ② 水防業務に関する事 ③ 被災家屋からの人命救助に関する事 ④ 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 ⑤ 消防（緊急消防援助隊）派遣要請に関する事 ⑥ ヘリコプターの派遣要請に関する事 ⑦ 消火活動や救助活動に係る協力要請に関する事 ⑧ 災害情報の収集連絡に関する事 ⑨ 被害状況の把握及び記録集計に関する事 ⑩ 避難誘導に関する事 ⑪ 消防施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑫ その他消防に関する事
議会事務局		◎議会総務課	① 市議会議員の安否確認に関する事 ② 災害に対する議員活動に関する事 ③ 市議会議員との連絡調整に関する事

4 その他

- (1) 市民部長は、災害対策本部事務局の指揮統制を行うものとする。
- (2) 各部長等は、掌握する部等の各班等の指揮統制を行うものとする。また、災害対応業務実施にあたり人員に不足が見積もられる場合は、他の部等から必要な人員の支援を受け、その職員も合わせて指揮統制するものとする。
- (3) 各班等の責任者は次のとおりとし、災害時にその職にあたるができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

担当部等名	班 名	班長（責任者）	副責任者
災害対策本部事務局		環境防災課長	総務課長
総務企画部	秘書班	秘書人事課長	秘書人事課秘書担当係長
	広報班	情報広報課長	情報広報課広報担当係長
	管財班	総務課課長補佐 （総務担当）	総務課総務担当係長
市 民 部	市民班	地域コミュニティ課長	市民課長
	調査班	税務課長	税務課課長補佐
	環境衛生班	環境防災課課長補佐 （環境政策担当）	環境防災課環境政策担当係長
保健福祉部	社会福祉班	社会福祉課長	国保年金課長
	介護福祉班	介護長寿課長	長寿介護課課長補佐
	児童福祉班	子育て支援課長	子育て支援課課長補佐
	医療対策班	健康増進課長	健康増進課課長補佐
産業経済部	農林水産班	農林水産課長	農業委員会事務局長
	商工観光班	商工観光課長	商工観光課課長補佐
都市建設部	都市整備班	都市整備課長	都市整備課課長補佐
	土木班	道路課長	道路課課長補佐
	下水道班	上下水道課長	上下水道課課長補佐 （下水道担当）
	上水道班		上下水道課課長補佐 （上水道担当）
教育委員会	庶務班	学校教育課長	学校教育課課長補佐
	避難所班	生涯学習課長	生涯学習課課長補佐
消防本部		消防総務課長	警防課長
議会事務局		議会総務課長	議会総務課課長補佐

- (4) 本部長が、災害状況及びその他の事象により必要性を認めた場合は、特定の部に対してのみ配備体制を指示、若しくは特定の者のみに配備を指示することができるものとする。
- (5) 各部長等は、災害対策本部を設置する必要があると認めた場合、本部長に対して災害対策本部の設置を要請することができるものとする。
- (6) 本部長は、災害対策本部の設置要請があったときは、本部員を招集し、対策を協議するものとする。

第2節 動員計画

■基本的考え方	
この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。	
関係部課	全課

1 職員の参集及び動員

市域内において風水害等が発生した場合は、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。

そのため災害発生のおそれがある場合は、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

きちょうこうえん

(1) 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	① 大雨（大雪）、洪水注意報のいずれかが発表され、警報発令の可能性が高いとき ② その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	環境防災課 （道路・施設管理の担当課及び避難所開設運営の担当課において連絡調整を行う人員は連絡を受けられる態勢）	
警戒体制（第1）	① 大雨（大雪）、洪水、暴風警報のいずれかが発表されたとき ② 霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が1.5m（消防団待機水位）となる場合 ③ 恋瀬川の石岡水位観測所の水位が2.6m（消防団待機水位）となる場合 ④ その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	① 環境防災課 ② 総務課 ③ 道路・施設管理の担当課及び避難所開設運営の担当課の人員（必要な人員等は状況に応じて部内で定める）	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制（第2）	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒レベル3相当」の「警戒」（赤）が出現したとき ② 霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が2.1m（氾濫注意水位）となる場合 ③ 恋瀬川の石岡水位観測所の水位が3.0m（氾濫注意水位）となる場合 ④ その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき		災害警戒本部を設置 必要に応じて災害対策本部を設置

非常体制 (第1)	① 大雨（大雪）、暴風特別警報のいずれかが発表されたとき。又は、局地的災害が発生し、なお被害が拡大するおそれがあるとき ② 土砂災害警戒情報があったとき ③ 霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が2.5 m（避難判断水位）となる場合 ④ 恋瀬川の石岡水位観測所の水位が3.7 m（避難判断水位）となる場合 ⑤ その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	警戒体制の人員及び全課の管理職（必要な人員等は状況に応じて部内で定める）	災害対策本部を設置
非常体制 (第2)	① 広域な地域にわたって大規模な災害が発生したとき。 ② 霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が2.6 m（氾濫危険水位）となる場合 ③ 恋瀬川の石岡水位観測所の水位が4.2 m（氾濫危険水位）となる場合 ④ 市長が必要と認めたとき	全職員を配備	

(2) 配備体制の決定

市長は市民部長の状況報告に基づき体制を決定する。市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、教育長、市民部長の順でその権限を代行する。

(3) 職員の動員

ア 勤務時間中の動員の伝達

- (ア) 市長が動員を決定したときは、速やかに市民部長に連絡し各部長に動員伝達を実施させる。
- (イ) 各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき、本部設置場所に各部で定めた本部連絡員を派遣する。
- (ウ) 各課長は部長の指示に従い動員体制を整える。
- (エ) 動員された職員は、各本部員の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。
- (オ) 動員の周知については、庁内放送、庁内電話、防災行政用無線又は使送等の方法により行う。

イ 勤務時間外の動員の伝達

- (ア) 市長が動員を決定したときは速やかに市民部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- (イ) 各部長は、各課長に動員体制を整えるよう指示する。更に指示を受けた各課長は、所属職員に電話等を用いて動員の伝達を行う。
 なお、各課には市長、副市長、市民部長をはじめとした市の幹部、並びに課内職員の連絡先一覧を備えておく。
- (ウ) 電話等が使用不能の場合は、防災行政用無線を使用して動員の伝達を行う。又は、放送機関に職員の登庁を呼びかけるよう要請を行う。
- (エ) 動員指示を受けた職員は、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

ウ 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員をとおして市民部長に報告する。

市民部長は、提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

エ 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、気象状況を勘案の上、テレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合、動員命令を待たず自主的に参集する。

オ 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集に当たって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できない場合、市の避難場所に指定されている最寄りのコミュニティセンター等、学校に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。

なお、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

カ 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- (ア) 病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者
- (イ) 災害による被害を受けた者
- (ウ) その他特段の事情のある者

キ 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用する。ただし交通機関が途絶しているときは、状況に応じて最も迅速に参集することができる手段による。

ク 参集時の留意事項

- (ア) 参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- (イ) 参集する職員は、参集途上において、人身事故等に遭遇した場合、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- (ウ) 参集する職員は、参集途上において、知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後速やかに所属長等に報告する。

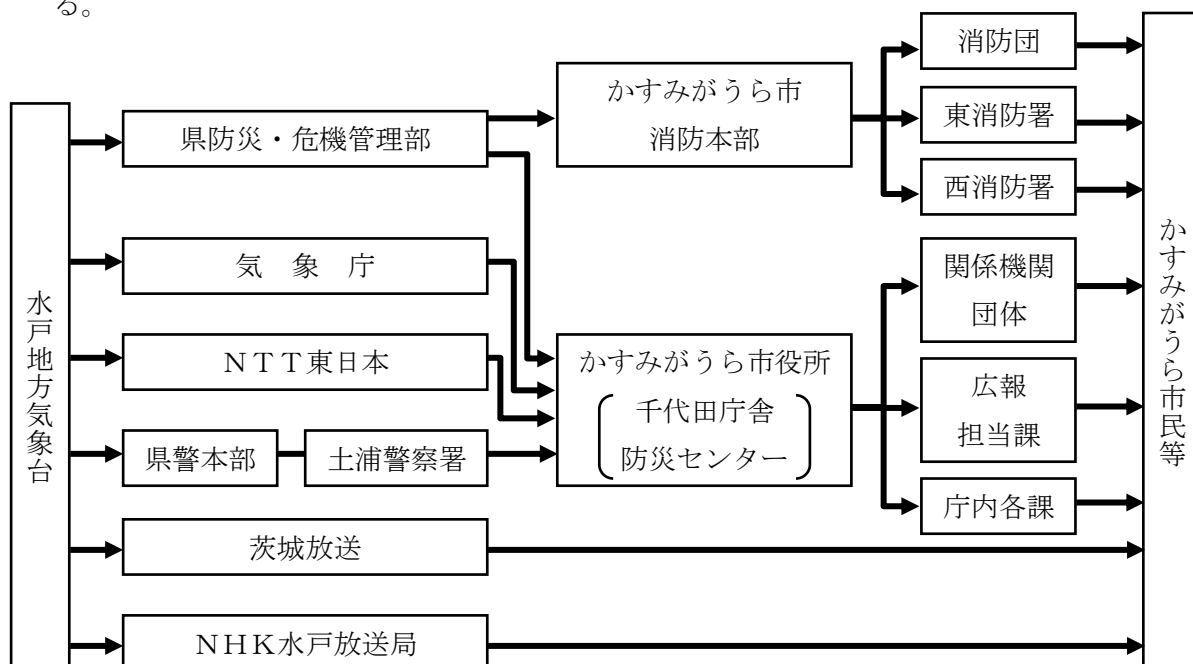
第3節 気象情報等計画

■基本的考え方	
この計画は、災害時の気象情報の収集・伝達を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、消防本部

1 気象情報等の伝達系統

(1) 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は、次に示す伝達系統図により通知する。



(2) 市関係

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、庁内各課、関係機関・団体に連絡するものとする。

(3) 東日本電信電話株式会社（NTT東日本）関係

水戸地方気象台からNTT東日本に通報された警報は、NTT東日本の通信系統により市に伝達される。

この場合、警報の種類だけで内容については伝達されない。

（特別警報の種類）

暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報

（警報の種類）

暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報

(4) 日本放送協会（NHK）関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に通報された警報等は、直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。

放送局名	コール・サイン	周波数	備 考
NHK東京第一放送	J O A K	594K H z	3 0 0 k W
NHKデジタルテレビジョン 東京放送（総合）	J O A K－D T V	東京27C H (UHF)	1 0 k W
NHKFM（水戸）	J O E P－F M	83.2MH z	1 k W
NHKデジタルテレビジョン 水戸放送（総合）	J O E P－D T V	水戸 20C H かすみがうら31C H 筑波 49C H (UHF)	300W(水戸森林公園) 10W(土浦市小野) 20W(宝篋山)
茨城放送（水戸）	J O Y F	1,197K H z	5 k W
茨城放送（土浦）	J O Y L	1,458K H z	1 k W
茨城放送FM（加波山）		94.6MH z	1 k W
茨城放送FM（つくば）		88.1MH z	1 0 0 W

2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、資料7－1のとおり、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

3 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度

第2章 災害応急対策 第3節 気象情報等計画

ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要は以下のとおりである。

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報、警報及び注意報の発表基準は、資料5－1、注意報・警報の細分区域は、資料5－2のとおりである。

4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

5 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位「茨城県南部」で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

6 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

8 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高ま

っている場所をキキクルで確認する必要がある。

9 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

10 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「茨城県南部」で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位「茨城県南部」で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

11 指定河川洪水予報の種類、標題と概要

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

種類	標題	概 要
洪水 警報	氾濫発生 情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険 情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒 情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から

		の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意 報	氾濫注意 情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切り替え時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。

1 2 異常現象発見者の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- (3) 上記(1)項、(2)項により通報を受けた市長は、本計画の定めるところによりその旨を水戸地方気象台、知事その他の防災関係機関に通報する。
- (4) 市長は、上記(3)項による通報を行うと同時に、市民その他の団体等に周知する。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。

関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、消防本部
------	------------------------

1 災害情報の収集・報告

次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は、事後速やかに電話等により行い報告する。

また、被害が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、災害応急対策完了後10日以内に被害状況報告を行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

情報の収集・報告に当たっては、行政区及び自主防災組織等との連携体制を構築し、協働により効率化を図れるよう努める。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (3) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- (4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

<報告先>

茨城県 防災・危機管理課	電 話	029-301-8800（直通）
	FAX	029-301-2898
消防庁 防災課 応急対策室	電 話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537

災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

2 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、無線又は有線による電話若しくはファクシミリ等のうち、最も迅速確実な手段を使用する。
- (2) 有線が途絶した場合は、衛星電話、茨城県防災行政無線電話、茨城県非常無線通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線局を利用し、県に対し報告又は連絡する。
- (3) 通信手段が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段を尽くして報告するように努める。

第5節 通信計画

■ 基本的考え方	
この計画は、災害時における通信連絡を迅速かつ確実に実施するため定めるものである。	
関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、社会福祉課、消防本部、消防団

1 災害時の通信手段

(1) 一般市民への伝達手段

- ア 災害時優先通信等（電話、電報）
- イ 広報車
- ウ サイレン、警鐘
- エ インターネット
（緊急速報メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど）

(2) 防災関係機関の通信手段

- ア 市防災行政無線
- イ 災害時優先通信等（電話、電報）
- ウ 県防災行政用無線
- エ 他機関の通信施設

2 災害時における通信の利用方法

(1) 災害時優先通信等の利用

災害時の加入電話が混み合い電話がかかりにくい場合において、応急対策等による連絡の必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による災害時優先通信等を利用する。

ア 災害時優先電話の指定

東日本電信電話株式会社茨城支店の承認を受けたもの（TEL 0299-59-2130、0299-59-2176）

イ 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的回りやすい。

(2) 衛星電話の利用

東日本電信電話株式会社の電話がつかない場合は、衛星電話を利用し、災害時の通信を行う。

(3) 非常・緊急電報の申し込み

- ア 非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書

して申し込む。

なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者氏名を電報取扱局等に申し出る。

イ 非常・緊急電報の内容及び利用し得る防災関係機関の範囲は、次表のとおりである。

区分	通話の内容	機 関 等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮が発生し、若しくは発生する恐れがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	① 水防機関相互間 ② 消防機関相互間 ③ 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	① 消防機関相互間 ② 災害救助機関相互間 ③ 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	① 警察機関（海上保安庁を含みます。以下同じとします。）相互間 ② 防衛機関相互間 ③ 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要する事項	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	① 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） ② 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と①の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	① 警察機関相互間 ② 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	① 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 ② ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ③ 預貯金業務を行う金融機関相互間 ④ 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の③までに掲げるものを除きます。）相互間

(4) 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、再生を可能とする災害伝言ダイヤル“171”を周知する。

(5) 専用通信設備の利用

次に掲げる専用通信設備の設置者は、災害時の通信連絡に当たって、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、他の防災関係機関の利用についても協力する。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・ 消防庁消防防災無線設備 | ・ 漁業無線設備 |
| ・ 茨城県防災行政無線設備 | ・ 気象通信設備 |
| ・ 警察電話（有線・無線）設備 | ・ 茨城交通通信設備 |
| ・ 各消防無線設備 | ・ 国土交通省無線設備 |
| ・ 東京電力パワーグリッド通信設備 | ・ その他防災関係機関の専用通信設備 |
| ・ JR通信設備 | |

(6) 公衆電気通信設備が利用できない場合

市長は、災害に関する予報・警報の伝達等災害対策基本法第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

ア 使用又は利用できる通信設備

- (ア) 警察通信設備
- (イ) 消防通信設備
- (ウ) 水防通信設備
- (エ) 航空通信設備
- (オ) 気象通信設備
- (カ) 鉄道通信設備
- (キ) 電力通信設備
- (ク) 自衛隊通信設備

イ 事前協議

市長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用について、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。

（災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く。）

ウ 警察通信設備の使用手続き

市長が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合は、警察本部との協定に基づき原則として次の申込書による（別表1）。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（4444）又は口頭により行う。

(警察電話使用申込書)

使用の理由	
通信事項	
発信者名 (住所及び電話番号)	
着信者名 (住所及び電話番号)	
処置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入

令和 年 月 日

茨城県警本部長 殿
(〇〇警察署長)

申込者 氏名

印

(注) 本申込書は正、副の複写とし、申込者 氏名印は正のみとする。

(7) 非常通信の利用

市長は災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときには、非常通信を利用する。

なお、非常通信は無線局の免許人が自ら送受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて送受信する。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険、又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

< 頼信の手続き >

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報依頼紙に電文形式（片仮名）又は平文ではっきり書いて無線局に依頼する。

ア 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号

イ 本文はできるかぎり簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。

ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のますをあけない。

エ 応援要請を内容とする場合は、その具体的項目（例えば「自衛隊員100名派遣、毛布1,000枚を送られたい。」のように）を記入する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、又は末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(8) 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の優先電気通信設備、若しくは無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び（株）茨城放送に要請する。

なお、市長の放送要請は知事を通じて行う。

(9) 相互通信無線電話の利用

防災関係機関が災害現地において、災害応急対策のために相互連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(10) 使送による通信連絡の確保

各防災関係機関は、有線通信及び無線通信が利用不能、若しくは著しく困難な場合、使送により通信を確保する。

(11) 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関は、災害対策のため必要がある場合、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼するものとする。

(12) アマチュア無線ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生後ボランティア担当窓口の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受け入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

災害時の情報伝達を迅速にするため、アマチュア無線ボランティアとの災害時協定の締結を進める。

第6節 広報計画

■基本的考え方	
この計画は、報道機関に対する情報発表と市民に対する広報活動を行うために定めるものである。	
関係部課	環境防災課、情報広報課

1 市民等への広報の方法

(1) 広報の方法

市内の資機材を活用して次の方法により、市民等への広報を行う。

- ア 防災行政用無線
- イ 広報車による呼びかけ
- ウ ハンドマイク等による呼びかけ
- エ 広報誌、ビラの配布
- オ インターネット
(緊急速報メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど)
- カ 立て看板、掲示板等(防災施設、避難所、避難場所など)

(2) 広報の内容

- ア 災害発生前
気象情報、予報等、発生が確実とされる災害情報
- イ 災害発生後
 - (ア) 災害発生状況
 - (イ) 気象・地震に関する情報
 - (ウ) 災害応急対策の状況
 - (エ) 道路及び交通情報
 - (オ) 地域住民のとりべき措置
 - (カ) 避難の指示・高齢者等避難の情報等
 - (キ) その他必要事項

2 報道機関への情報発表の方法

市は、報道関係機関に対して、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表する。

報道機関への発表については、災害対策本部長である市長が行うものとする。

3 その他、他機関との連携による広報の実施

(1) 報道機関との連携

市は、災害広報を行う必要性を認める場合、報道関係機関に対し協力を要請する。

(2) 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合、自衛隊、県等に対し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

第7節 消防活動計画

■基本的考え方	
この計画は、火災、水害、震災等に際し、消防活動を円滑に実施し、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減するために定めるものである。	
関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、介護長寿課、健康増進課、社会福祉課、消防本部

1 消防活動体制の整備

市は、市域における火災、水害、震災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するための消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておく。

更に、その区域内におけるがけ崩れ及び浸水危険区域等について予め把握し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

2 応援協力体制の確立

火災、水害、震災等の非常事態時における消防活動の万全を期するため、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない場合は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請依頼を行う。

3 火災気象通報

消防本部は、水戸地方気象台長から火災についての気象情報を受理した場合、消防法第22条の規定に基づき市に通報する。

市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認められる場合、火災警報を発令する。

4 救急業務

(1) 通 報

災害発生の第一報の受信機関から救急要請があった場合は、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡を迅速に行うとともに適正化を図る。

(2) 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報を受信した場合、規模・内容等を考慮して、直ちに市内の医師及び医療関係者等の出動を要請するとともに、災害の長期化等その他の態様に応じ、隣接市町村に対しても協力が得られるよう配慮する。

(3) 傷病者の搬送

傷病者の搬送に当たっては、災害現場で対応した医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を行う。

市内には救急告示医療機関や救命救急センター等が存在しないので、隣接する石岡市、土浦市や関係機関を交えて傷病者の搬送に関する体制について予め協議し、円滑な運用を図る。

(4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設は、医療施設のほか、学校、コミュニティセンター等の可能な施設を予め明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておく。

(5) 医療資機材の確保

傷病者は、大量の医療用資機材を必要とするので、その確保計画、運用及び医療施設に対する供給等に関し、地区医師会等と協議して円滑な運用を図る。

(6) 民間ボランティア組織の積極的な受け入れ

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報・連絡・傷病者の移送等の協力を得ることが重要である。そのため、救急医療体制には、事前に医療活動も含めた民間ボランティア組織を予め調査し、災害時における医療活動に関する協定など、円滑で十分な協力が得られるよう配慮する。

(7) 初期救急医療体制の整備

市内には救急医療施設が不足しているので、特に、休日、夜間等における応急的な処置に対応できるよう、休日夜間急患センター及び当番医制の充実を図るとともに、救急医療施設の設置について予め検討し、円滑な運用を図る。

第8節 水防計画

■基本的考え方	
この計画は、豪雨や台風等の影響による洪水及び内水（水防法第2条第1項に定める「雨水出水」のこと。以下同じ。）による水害を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。	
関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、社会福祉課、都市整備課、道路課、上下水道課、農林水産課、教育委員会、消防本部

1 水防警戒体制の整備

市は、霞ヶ浦及び恋瀬川に隣接した地域及び大量の降雨が生じた場合に当該雨水を排除できない地域の浸水被害を軽減するため、関係機関との連絡体制及び警戒体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制を図る。

また、霞ヶ浦及び恋瀬川の水防基準水位別の水防活動を迅速かつ的確に図るために、現場・連絡・対応にあたる要員を予め指定しておくなどの整備を推進する。

2 水防活動

(1) 警戒・監視

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所及び県土浦土木事務所の発表基準に応じた「水防警報」が発令された場合、その水防基準水位に応じた警戒体制を速やかに設置するとともに、巡視による監視を行う。

(2) 水防活動報告

水防警報の発令から解除までの間は、巡視により得られた現場状況や水防活動状況について、報告を行う。その報告については、災害警戒本部等が設置されるまでの間は、市市民部環境防災課へ行き、災害警戒本部等が設置されてからは、同本部等へ行う。

(3) 水防作業

巡視により異常を発見した場合は、直ちに、土のう積みやポンプ排水等のその現場状況に応じた応急対策を行う。

3 防災行動計画（タイムライン）による対策

霞ヶ浦河川事務所、県土浦土木事務所、市及び住民等は、次の防災行動計画（タイムライン）に基づき、水位に応じた対策を行うものとする。

また、市はそれとともに水害対応チェックリストにより、それぞれの水位ごとに、対策を確認し、チェックを行うものとする。

職員及び消防団（水防団）の配置体制及び職務等は次のとおりとする。

【霞ヶ浦】

- (1) 出島水位観測所の水位が1.5m（水防団待機水位）となる場合
 - ア 職員の配備体制は警戒体制1とする。
 - イ 消防団（水防団）は自宅待機とする。
 - ウ 必要に応じて災害警戒本部を設置する。
- (2) 出島水位観測所の水位が2.1m（氾濫注意水位）となる場合
 - ア 職員の配備体制は警戒体制第2とする。また職員の必要な人員等は、状況に応じて担当部において定める。
 - イ 災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。
 - ウ 消防団（水防団）（第5、第6、第7、第8、第10分団）は出動し、各持区の巡視（4～5班体制）を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。
 - エ 職員については産業経済部及び都市建設部の職員が巡視を行う。（以下同じ）
- (3) 出島水位観測所の水位が2.5m（避難判断水位）となる場合
 - ア 職員の配備体制は非常体制第1とする。
 - イ 消防団（水防団）（第5、第6、第7、第8、第10分団）は引き続き、各持区の巡視（4～5班体制）を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。また必要に応じ、その他の分団への協力依頼をする。
- (4) 出島水位観測所の水位が2.6m（氾濫危険水位）となる場合
 - ア 職員の配備体制は非常体制第2とする。
 - イ 消防団（水防団）は引き続き、各持区の巡視（4～5班体制）を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。

【恋瀬川】

- (1) 石岡水位観測所の水位が2.6m（水防団待機水位）となる場合
 - ア 職員の配備体制は警戒体制1とする。
 - イ 消防団（水防団）は自宅待機とする。
 - ウ 必要に応じて災害警戒本部を設置する。
- (2) 石岡水位観測所の水位が3.0m（氾濫注意水位）となる場合
 - ア 職員の配備体制は警戒体制第2とする。また職員の必要な人員等は、状況に応じて担当部において定める。
 - イ 災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。
 - ウ 消防団（水防団）（第2、第3分団）は出動し、各持区の巡視（4～5班体制）を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。
 - エ 職員については産業経済部及び都市建設部の職員が巡視を行う。（以下同じ）

- (3) 石岡水位観測所の水位が3.7m（避難判断水位）となる場合

ア 職員の配備体制は非常体制第1とする。

イ 消防団（水防団）（第2、第3分団）は引き続き、各持区の巡視（4～5班体制）を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。また必要に応じ、その他の分団への協力依頼をする。

- (4) 石岡水位観測所の水位が4.2m（氾濫危険水位）となる場合

ア 職員の配備体制は非常体制第2とする。

イ 消防団（水防団）は引き続き、各持区の巡視（4～5班体制）を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。

市は、必要に応じ、霞ヶ浦河川事務所及び県土浦土木事務所から対策等について助言を求めるものとし、また、災害対策機械の提供、リエゾン等の専門員の派遣の要請を行うものとする。

国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 0299-63-2411

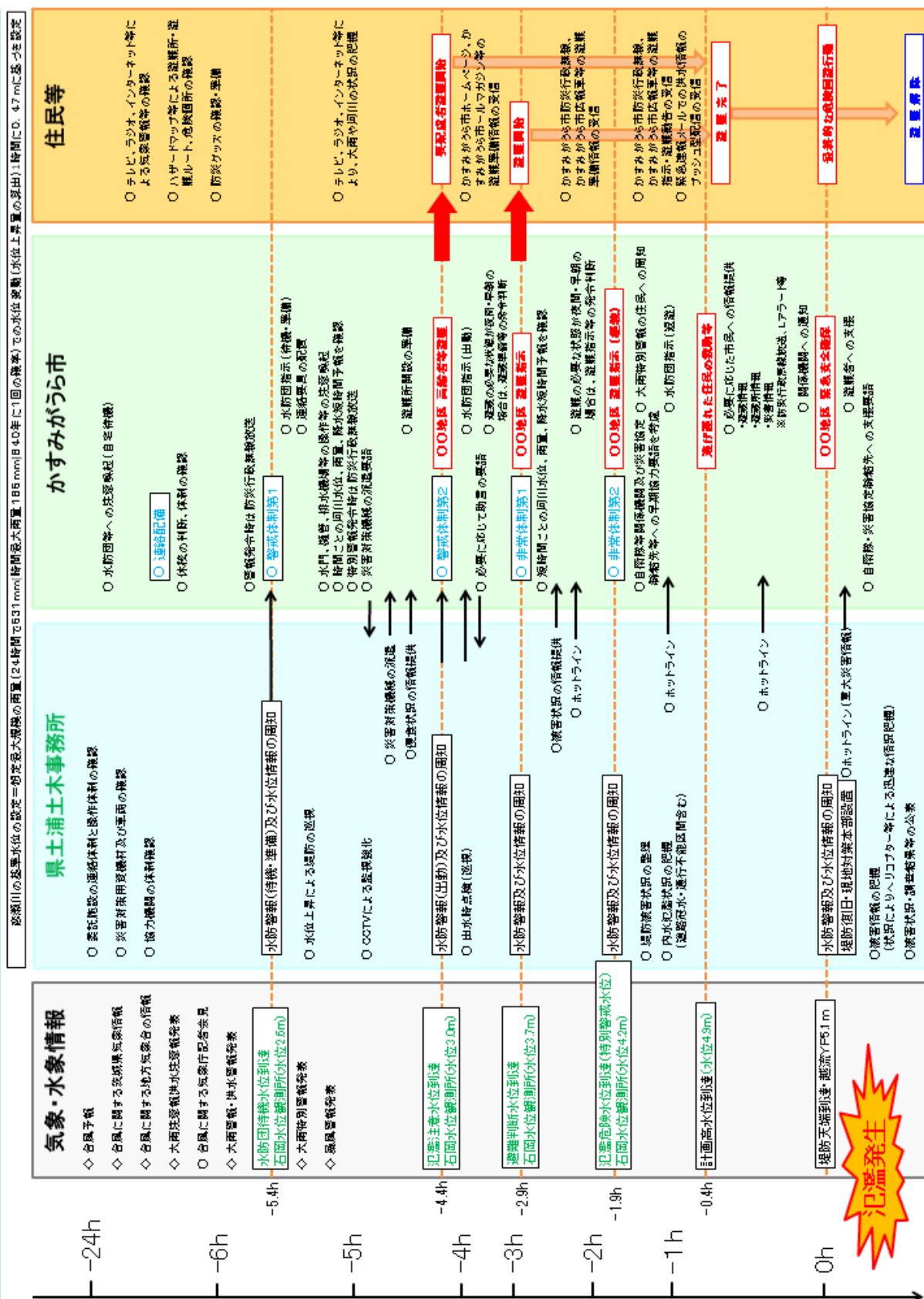
茨城県土浦土木事務所 029-822-4345

4 内水による水害対策

- (1) 一時的に大量の降雨が生じた場合において、当該雨水を排除できず、災害の恐れが高い場合は、状況に応じて、前述に準じて職員を配置するものとする。
- (2) 消防団（水防団）は、状況に応じて受け持ち区の巡視を行い、必要に応じて排水等の対策を行う。



恋瀬川の洪水対策タイムライン(防災行動計画)



5 霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会における対策

同協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進することにより、霞ヶ浦流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、平成28年5月に設置された。同協議会が5年間で達成すべき目標として、霞ヶ浦における大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指すものとする。

目標を達成するための3つの取組としては、

- (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
 - (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組
- としている。

市としても取組方針に基づき、構成員と連携して減災対策に取り組むものとする。

6 茨城県管理河川減災対策協議会における対策

茨城県では、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、県内を6ブロックに分けた「茨城県管理河川各ブロック減災対策協議会」を平成29年5月までに設立した。

協議会名	設立日	県内構成市町村
茨城県管理河川県北ブロック減災対策協議会	H29. 5. 31	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会	H29. 4. 28	水戸市、石岡市、笠間市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
茨城県管理河川県南（土浦）ブロック減災対策協議会	H29. 1. 31	土浦市、石岡市、つくば市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、阿見町
茨城県管理河川県南（竜ヶ崎）ブロック減災対策協議会	H29. 5. 16	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
茨城県管理河川県西ブロック減災対策協議会	H29. 5. 30	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町
茨城県管理河川鹿行ブロック減災対策協議会	H29. 4. 19	潮来市、行方市、鉾田市

その後も、全国的に大きな水害が度重なり生じるなかで、平成29年6月の水防法の一部改正とともに、国土交通省において、「水防災意識社会 再構築」に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」がまとめら

れ、さらに計画内容の拡充を図る一部改定が行われてきた。

これらの動きをふまえながら、令和3年3月に6ブロックの協議会を1つの「茨城県管理河川減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）に統合した。

本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき減災のための目標を共有し、新たな被災状況も踏まえながら、連携・協力して、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくとともに、継続的にフォローアップを行っていく。

本協議会の構成員が所属する機関は、県北ブロック、県央ブロック、県南（土浦）ブロック、県南（龍ヶ崎）ブロック、県西ブロック、鹿行ブロック、2級河川部会、ダム検討部会であり、かすみがうら市が所属する県南（土浦）ブロックの構成員は、土浦市、石岡市、つくば市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市及び阿見町の8市町である。

(1) 共通する課題

各ブロックにおける特徴を踏まえたうえで共通する課題を整理すると以下のとおり。

- ア 河川沿いの宅地開発などにより、土地利用形態が大きく変化したため、未改修区間について早急に整備を進めていく必要がある。
- イ 各河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関・地域住民との連携強化等に努める必要がある。

(2) 減災のための目標

本協議会が、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和8年度までに達成すべき減災目標として、桜川や恋瀬川など県管理河川の大規模水害に対し、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」、「地域社会機能の継続性を確保すること」を目指すとした。

目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、県管理河川において、2つの柱とした取組として、

- ア 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現する。
 - イ 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。
- としている。

市としても取組方針に基づき、構成員と連携して減災対策に取り組むものとする。

第9節 災害警備計画

■基本的考え方

この計画は、災害が発生した場合、様々な社会的混乱が予想されるため、市民の安全確保、財産の保護等の社会秩序の維持に努める事項を定めるものである。

関係部課	環境防災課、地域コミュニティ課、学校教育課、生涯学習課
------	-----------------------------

1 防犯パトロール

市は、土浦警察署等の関係機関に連絡・要請を行い、「県警察災害警備計画」に応じた警備体制と連携し、災害警備活動の連絡体制を図るとともに、被災地域の防犯パトロールを行い、犯罪の予防等に努める。

2 自主防災組織の防犯対策の推進

各行政区における防犯対策は、自主防災組織による防災活動を促進し、自警組織の編成を促すとともに、自らの居住区域の警戒巡視を行い、盗難（空き巣）等の犯罪の予防及び火災の予防、通電火災等の出火防止、早期発見に努める防犯対策を推進する。

3 避難所の防犯対策

避難所活動職員は、各避難所において自主防災組織や避難者から組織化される避難所運営委員会と連携し、避難所内における犯罪及び火災の予防に努める。

また、犯罪及び火災の予防に当たっては、土浦警察署と連携を図り、指導を受ける。

第10節 交通計画

■基本的考え方

この計画は、災害による道路、橋梁等の道路施設の被害に伴って、応急対策に支障をきたす恐れがあるときに行う交通規制、及びこれに関連した措置を実施するために必要な事項。また、それに伴う交通の混乱対応を定めるものである。

関係部課

都市整備課、道路課

1 代替輸送

J R 常磐線が被災し運行不能となった場合は、常磐自動車道及び国道6号の通行性を確保し、広域からの物資輸送を可能とする。

市有自動車不足している場合は、輸送業者に輸送委託又は自動車の調達を要請する。それでもなお不足の場合は、県有自動車を要請する。

2 交通規制の種別

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

道路管理者は、災害により道路施設が破損等の影響を及ぼし、施設保全若しくは交通の危険防止を図る必要がある場合、交通の禁止又は制限（重量制限を含む）を行う。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条及び6条）

公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、災害において、道路上の危険防止、交通の安全と円滑を図る必要性を認めた場合、歩行者又は車両の通行の禁止や交通の規制を行う。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

公安委員会は災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保の必要性を認めた場合、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限を行う。

(4) 道路通行規制に関する基準及び具体的対策

道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、豪雨・地震等の災害時にて道路通行の危険性を認めた場合、「異常気象時における道路通行規制要綱」（茨城県）及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」（茨城県）に基づき対策を実施する。

3 発見者の通知

災害時に道路施設の被害等により通行が危険、又は極めて混乱な状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。連絡を受けた市長又は警察官は、相互連絡を行うとともに、道路管理者等に速やかに通知する。

4 関係機関別実施者**(1) 道路管理者**

道路管理者は、道路法第46条により道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知した場合、速やかに必要な範囲の規制を行う。

(2) 市本部

市長は市以外の機関が管理する道路施設において、管理者に通知したがその管理者が規制できない状況にある場合、直ちに警察に連絡を行い道路交通法に基づく規制の実施、又は災害対策基本法第63条の規定により市長が「警戒区域」を設定する。警戒区域では、立入りの制限若しくは禁止し、状況に応じて退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。

5 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害は、自動車交通が阻害され、災害の救助作業、復旧作業等に重大な影響を及ぼすことが予想される。

そのため、道路・橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。

(1) 迂回路を確保し、これを標示する。

(2) 被害が甚大の場合、市内の建設業者からの応援を得て復旧にあたる。

6 安全な交通の確保

自動車交通は、道路施設の被害や社会的混乱により交通の混乱が予想される。

そのため、土浦警察署等の関係機関に連絡・要請を行い、「県警察災害警備計画」に応じた警備体制との連携体制を確立し、市民の徒歩による避難誘導の促進、並びに病人やけが人の搬送、物資輸送等の防災活動を円滑に図れるように交通秩序の確保に努める。

第11節 避難計画

■基本的考え方	
この計画は、災害に際し、危険区域にある住民を安全に避難させ人身被害の軽減を図るため、又は、災害により現に被害をうけ、避難しなければならない者を一時的に学校、コミュニティセンター等に収容し保護するために定めるものである。	
関係部課	環境防災課、社会福祉課、介護長寿課、健康増進課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、商工観光課、消防本部

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

(1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行う者

避難指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災対法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止命令、退去命令等についても適切に運用する。

ア 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行う者

- (ア) 市長（災対法第56条、第60条）
- (イ) 警察官（災対法第61条、警察官職務法第4条）
- (ウ) 水防管理者（市長、市水防事務管理者）（水防法第22条）
- (エ) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第22条、地すべり等防止法第25条）
- (オ) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る（自衛隊法第94条））

イ 市長の役割

市長が大規模な災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに立ち退きの指示等を行う。

ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、市民部長の順でその権限を代行する。

ウ 警察の役割

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

警察署長は、市長が行う避難指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

エ 自衛隊の役割

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り避難等について必要な措置をとる。

(2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の対象者

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

2 避難を要する事態

市長は次に掲げるような事態になり、洪水等により著しい危険が切迫している場合、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退き又はその準備を指示する。

(1) 河川等の洪水により避難を要する場合

- ① 水戸地方気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき
- ② 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき
- ③ 河川の上流区域が地震又はその他による被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- ④ 河川等が警戒水位を超え、洪水のおそれがあるとき
- ⑤ その他水防管理者が必要と認めたとき

(2) 土砂災害その他により避難を要する場合

- ① 大雨等によりがけくずれ、地すべり等の発生するおそれがあり、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと判断されるとき
- ② 火災が拡散し、又は拡大するおそれがある場合
- ③ ガスの流出拡散により周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予想されるとき
- ④ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

3 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準

市において、避難指示等を発令する場合は、水戸地方気象台からの注意報・警報及び気象情報、国土交通省からの河川情報などを指標として判断する。

なお、判断に当たっては、上流域の雨量水位の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

(1) 判断の目安

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難

【警戒レベル3】 高齢者等避難の 発令基準 (避難行動要支援者)	① 大雨洪水注意報又は大雨洪水警報、暴風警報等が発せられ避難の準備を要すると判断されたとき ② 河川がはん濫注意水位（霞ヶ浦：2.1m、恋瀬川：3.0m）到達、又ははん濫注意水位到達を予測できる場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予報で大雨警報の土壌雨量指数基準
--	---

	に到達」の場合 ④ その他諸般の状況から高齢者や障害のある人の避難を要すると認められるとき
--	--

イ 【警戒レベル4】避難指示

【警戒レベル4】 避難指示の 発令基準	① 気象台から記録的短時間大雨情報（茨城県の発表基準：1時間降水量100mm以上）があったとき ② 土砂災害警戒情報があったとき ③ 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」の場合 ④ 河川が避難判断水位（霞ヶ浦：2.5m、恋瀬川：3.7m）到達、又は避難判断水位到達を予測できる場合 ⑤ 時間あたりの雨量が50mmを超え、なおも同程度の雨量が見込まれるとき ⑥ その他人命保護上、避難の指示を要すると認められるとき
---------------------------	---

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保

【警戒レベル5】 緊急安全確保の 発令基準	① 決壊や越流等、災害が発生した場合 ② 土砂災害が発生した場合
-----------------------------	-------------------------------------

4 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

① 避難指示等に対応する警戒レベル ② 避難対象地域（地区名、施設名等） ③ 避難先（避難所の名称） ④ 避難経路（避難経路の名称） ⑤ 避難指示等の理由（避難要因となった危険要素の所在地） ⑥ その他必要な事項（避難行動時の最小限の携帯品、警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等）

5 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達

(1) 関係地域住民等への周知

避難指示等が発令した場合は速やかに関係地域住民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。

避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降雨が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するように努めるものとする。

避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことも周知しておくものとする。

避難指示等の伝達に当たっては、文書（点字版を含む）や掲示板等を使用し、視聴覚障害者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることについて周知する。

ア 住民への周知・伝達の手段

- (ア) 防災無線、警鐘等の利用
- (イ) ラジオ・テレビ等メディアの活用
- (ウ) 広報車の利用
- (エ) 周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達
- (オ) 文書（点字版を含む）の配布、掲示板の利用
- (カ) インターネット
(緊急速報メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
- (キ) その他あらゆるメディアを使った呼びかけ

イ 県知事への通報

- (ア) 次に掲げる処理をしたときは、速やかに県知事に報告するものとする
 - a 避難のため立ち退きの指示等したとき
 - b 避難の必要がなくなったとき
 - c 避難のため立ち退き先を指示したとき
 - d 警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨、市長に通知があったとき
- (イ) 避難に関する報告については次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告するものとする。
 - a 発令者
 - b 発令の理由及び発令の日時
 - c 避難の対象区域
 - d 避難先
 - e その他

ウ 放送事業者への連絡

市長が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から避難指示等を発令した旨の通報を受けたときは、速やかに放送事業者に対しFAXによって連絡するものとする。

エ 近隣市町村等関係機関への通報

市長が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から避難指示等を発令した旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- (ア) 県の関係機関（防災・危機管理課、土浦保健所、土浦警察署等）に連絡し協力を要請する。
- (イ) 避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- (ウ) 避難のために、近隣市町村への協力を求めなければならない場合に備えて、近隣市町村に対しても連絡を行う。

6 警戒区域の設定

市長は、災害が発生又は災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して警戒区域を設定し、当該区域の住民に対して当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、又は、これらの者からの要請があった場合には、警察官がその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

7 避難の誘導

(1) 避難の誘導を行うもの

ア 危険地域における誘導

避難指示等が発令された場合には、災害対策本部からの指示により、予め指定する避難所及びその都度指示する要所となる地点に対して、それぞれ複数の市職員及び消防署員、消防団員を配置する。

配置された職員等は、本部からの指示・情報等の収受にあたりとともに警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。

各地区の避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の分団長とする。

イ 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部より派遣された複数の市職員と協力し、安全な地域へ誘導する。

ウ 福祉施設等の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など福祉施設等における避難誘導は、入所者の身体状況から避難所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。

なお、福祉施設等については、予め防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難誘導計画を定めておくものとする。

エ 交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づ

き、必要な措置を講ずる。

(2) 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には表示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員避難を図ること。

オ 避難誘導は受け入れ先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

カ ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。

(3) 住民の避難対応

ア 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

イ 携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭い、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

8 指定避難所及び指定緊急避難場所の設置

(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）は別表に示す学校、コミュニティセンター等既存建物を利用することを原則とする。また、必要に応じ集落や自治会の集会施設等も利用する。指定避難所等が利用不能になった場合、あるいは指定避難所等に収容しきれなくなった場合には、野外に仮設施設等を設置し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

(2) 指定避難所等においては、災害発生時における避難者の安全を確保するとともに、地域住民の避難所として良好な生活環境を確保するため、施設の耐震強度の向上、非常用発電装置、防災井戸、防災トイレ等の設置や、多目的トイレ、階段のスロープ、エレベータなどの設置等バリアフリー化など、防災機能の強化を図る。

- (3) 指定避難所等を設置することができない場合又は適当な建物が無い場合は、知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に収容を委託あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて設置する。
- (4) 市は、指定避難所等の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。
- (5) 指定避難所等には、地区名を明記した標識を掲げ、炊事用具、寝具、便所等の給貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- (6) 指定避難所等は、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、必要に応じ県の災害時支援協力に関する協定に基づいた、ゴルフ場の活用を図る。更に、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。
- (7) 指定避難所等には、災害が発生した際に速やかに指定避難所等を開設・運営するために必要な資機材や災害復旧のための資機材等を備蓄しておくための防災倉庫を設置する。
- (8) 指定避難所等においては、必要に応じて災害特設公衆電話の設置を、東日本電信電話株式会社茨城支店に要請する。
- (9) 指定避難所等だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。
- (10) 指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所等に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (11) 指定避難所等については、公共施設等の新設、統廃合等の状況に合わせ、その都度見直しをするものとする。

[指定避難所及び指定緊急避難場所の定義]

指定避難所	災害対策基本法第49条の7第1項の規定により、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
指定緊急避難場所	災害対策基本法第49条の4第1項の規定により、災害が発生したときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所となるもの

第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画

《指定避難所兼指定緊急避難場所》 風水害及び震災等を対象とする。

番号	施設名称	所在地	電話	対象災害		収容能力	
				風水害	震災等	面積(㎡)	人員(人)
1	千代田コミュニティセンター (旧志筑小学校)	中志筑 2112	0299-59-5252	○	○	677	150
2	旧新治小学校 教室棟・特別教室棟	西野寺 736	—	○	○	592	131
3	新治児童館	西野寺 51-1	0299-22-2125	○	○	183	40
4	千代田義務教育学校	上佐谷 990	0299-59-3502	○	○	1,181	262
5	旧上佐谷小学校	上佐谷 1837	—	○	○	407	90
6	旧七会小学校	上稲吉 182-2	—	○	○	609	135
7	下稲吉小学校	下稲吉 1623-5	0299-59-2054	○	○	1,030	228
8	下稲吉中学校	下稲吉 2273-2	029-831-7400	○	○	2,664	592
9	下稲吉東小学校	下稲吉 2286	029-831-8878	○	○	656	145
10	霞ヶ浦南小学校	深谷 3360-1	029-897-1231	○	○	529	117
11	霞ヶ浦中学校	深谷 3398-2	029-897-1211	○	○	1,430	317
12	霞ヶ浦北小学校	下軽部 1232	029-896-1213	○	○	1,278	284
13	志士庫コミュニティステーション (旧志士庫小学校 特別教室棟・食堂)	宋倉 1594	—	○	○	381	84
14	かすみがうらウエルネスプラザ	宋倉 5462	029-897-1155	○	○	1,030	228
15	わかぐり運動公園体育館	新治 1813-2	0299-59-2909	○	○	1,015	225
16	霞ヶ浦コミュニティセンター (旧あじさい館)	深谷 3719-1	029-897-0511	○	○	706	156
17	下稲吉コミュニティセンター (旧働く女性の家)	稲吉 3-15-67	029-831-2234	○	○	492	109
18	牛渡コミュニティステーション (旧牛渡地区公民館)	牛渡 2862-3	—	○	○	178	39
19	安飾コミュニティステーション (旧安飾地区公民館)	安食 1075-1	—	○	○	203	45
20	下大津コミュニティステーション (旧下大津地区公民館)	加茂 4472	—	○	○	170	37
21	やまゆり保育所	五反田 298-20	0299-59-2172	○	○	809	179
22	わかぐり保育所	下稲吉 519-2	0299-59-2882	○	○	476	105
23	大塚児童館 (大塚ふれあいセンター)	下稲吉 1868-22	0299-59-4088 (大塚児童館)	○	○	325	72
24	千代田義務教育学校児童クラブ	上佐谷 990-74		○	○	189	42
25	第1常陸野公園 千代田B&G 海洋センター体育館	中佐谷 1252-8	0299-59-4829	○	○	726	160
26	かすみがうら市歴史博物館 研修施設	坂 1029-1	029-896-0017	○	○	131	29
27	かすみがうら市交流センター	坂 4784			○	179	39
計		27施設				18,246	4,040

第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画

※避難所の面積は、会議室、体育館等の面積であり、教室・事務室等は努めて使用しないものとする。

※避難所の収容人数は、コロナ禍における避難所での感染症対策を考慮した県の指針に基づいて、1人あたりの面積を4.5㎡として算出している。

《協定避難所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力（人）
1	真如苑 茨城本部 長禅寺	坂 924-3	029-896-0012	50

《福祉避難所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力（人）
1	やまゆり館	下稲吉 2423-9	029-832-5601	114
2	社会福祉法人 明岳会 ピソ天神	宋倉 5696-3	029-833-0298	20
3	社会福祉法人 霞会 特別養護老人ホーム ふるさと	新治 1811-6	0299-59-7778	24
4	社会福祉法人 明清会 ほびき園	牛渡 5513-1	029-898-3661	3
計		4 施設		161

《指定緊急避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話	備考
1	関鉄自動車工業	上稲吉 1828	0299-59-3115	協定避難場所
2	稲吉ふれあい公園	稲吉 4-10-1	—	
3	逆西防災広場	稲吉 2-9-18	—	
4	戸沢公園運動広場	宋倉 3604-1	—	
5	大塚ファミリー公園	下稲吉 1873-3	—	
6	桜塚公園	下稲吉 2607-72	—	
7	逆西第一児童公園	稲吉 2613-364	—	
8	宗教法人 杲泰寺	宋倉 666	029-897-0598	協定避難場所
9	宗教法人 圓明院	上佐谷 338	0299-59-3897	協定避難場所
10	宗教法人 南圓寺	加茂 4476	029-828-0656	協定避難場所
11	宗教法人 雲集寺	中志筑 1262-1	0299-22-3507	協定避難場所
12	宗教法人 金剛寺	牛渡 5187	029-840-8040	協定避難場所
13	宗教法人 福性寺	上稲吉 72	0299-59-3020	協定避難場所
計		13 施設		

9 避難者の実態把握

(1) 避難者名簿の作成

指定避難所等を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、はじめに避難者確認用紙（カード）を配り、避難した市民等に記入してもらう。更に、記入されたカードより避難者名簿（氏名、住所、年齢、性別、健康状態など）を作成する。

なお、作成した名簿は、個人情報保護法に準じた管理を行う。

(2) 要配慮者状況の把握

上記名簿と併せて、要配慮者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、身体状況や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。

10 指定避難所等に関する報告

災害対策本部及び知事に対して下記の報告は、指定避難所等を開設し、実態を把握した上で行う。

(1) 開設の日時、場所及び施設名

(2) 収容状況及び収容人員

11 避難所の開設及び運営

(1) 開設時、運用の留意事項

ア 要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

避難所の開設は、原則として市長が行う。

避難所は、地域の避難所として指定されていることから、既に避難住民が集まっていることが想定され、開設とともに速やかに収容施設内の所定の位置に住民を誘導する。

避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところやトイレに近いスペースを確保する。

イ 地域コミュニティ維持への配慮

避難住民の安心感を保つためには、自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを確保し、地域コミュニティに配慮することが有効である。

そのため、部屋の割り振りは、可能な限り行政区毎にまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員で編成し、代表者（班長）を選定するよう指示するとともに、以下の情報連絡等の窓口役となるよう要請する。

＜居住区域の代表者（班長）の役割＞

- | |
|----------------------------|
| ① 市からの指示、伝達事項の周知 |
| ② 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と連絡 |
| ③ 物資の配布活動等の補助 |
| ④ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの徹底 |
| ⑤ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ |
| ⑥ 要配慮者への配慮徹底 |
| ⑦ その他避難場所の秩序維持に必要と思われる事項 |

(2) 避難所の開設

被害状況により避難所を設置する必要性を認めた場合、次により避難所を開設する。

ア 基本事項

(ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- c 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(イ) 設置場所

- a 避難所として予め指定している施設
- b 避難場所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

(ウ) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

イ 避難所開設の順位

避難所は、次の順位で開設することを基本とする。

(ア) 風水害対策（大雨警報、土砂災害警戒情報発表など）

a 警戒レベル3（高齢者等避難）

対象者	避難場所
一般の避難者	・千代田コミュニティセンター（旧志筑小学校） ・霞ヶ浦コミュニティセンター（旧あじさい館）
避難行動要支援者	・やまゆり館
体調不良者等	・かすみがうらウエルネスプラザ

b 警戒レベル4（避難指示）

今後、さらに大雨が予想されるとともに、土砂災害の被害のおそれが高まった場合には、警戒レベル3に加え、以下の避難場所も開設する。

対象者	避難場所
一般の避難者	・上佐谷小学校 ・新治児童館 ・下大津コミュニティー ステーション（旧下大津地区公民館） ・歴史博物館研修 施設

c 避難者数が警戒レベル4を超える場合

避難者数が警戒レベル4の避難所の収容人数を超える可能性が予測されるとき。

対象者	避難場所
一般の避難者	・下稲吉コミュニティセンター（旧働く女性の家） ・牛渡コミュニティーステーション（旧牛渡地区公民館） ・安飾コミュニティーステーション（旧安飾地区公民館）

d そのほか、気象状況や被害状況等に応じて、必要な指定避難所の開設は、災害対策本部（災害警戒本部）にて協議する。

【指定避難所等】

No.	指定避難所等名	開設順位
1	千代田コミュニティセンター（旧志筑小学校）	警戒レベル3
2	旧新治小学校 教室棟・特別教室棟	
3	新治児童館	警戒レベル4
4	千代田義務教育学校	
5	旧上佐谷小学校	警戒レベル4
6	旧七会小学校	
7	下稲吉小学校	
8	下稲吉中学校	
9	下稲吉東小学校	
10	霞ヶ浦南小学校	
11	霞ヶ浦中学校	
12	霞ヶ浦北小学校	
13	志士庫コミュニティステーション（旧志士庫小学校 特別教室棟・食堂）	
14	かすみがうらウエルネスプラザ	警戒レベル3
15	わかぐり運動公園体育館	
16	霞ヶ浦コミュニティセンター（旧あじさい館）	警戒レベル3
17	下稲吉コミュニティセンター（旧働く女性の家）	避難者数が警戒レベル4を超える場合
18	牛渡コミュニティステーション（旧牛渡地区公民館）	避難者数が警戒レベル4を超える場合
19	安飾コミュニティステーション（旧安飾地区公民館）	避難者数が警戒レベル4を超える場合
20	下大津コミュニティステーション（旧下大津地区公民館）	警戒レベル4
21	やまゆり保育所	
22	わかぐり保育所	
23	大塚児童館（大塚ふれあいセンター）	

24	千代田義務教育学校児童クラブ	
25	第1常陸野公園 千代田B&G海洋センター 体育館	
26	歴史博物館研修施設	警戒レベル4
27	かすみがうら市交流センター	
28	真如苑 茨城本部 長禅寺	
29	社会福祉法人 明清会 ほびき園	
30	やまゆり館	警戒レベル3
31	社会福祉法人 明岳会 ピソ天神	
32	社会福祉法人 霞会 特別養護老人ホーム ふるさと	

ウ 避難所開設の要請

避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

エ 避難所開設の報告

避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- (ア) 避難所開設の目的
- (イ) 箇所数及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み

(3) 避難所の運営

避難所の運営に当たっては、市職員を各避難所に配置し、避難所運営マニュアル等により自主防災組織・ボランティア等の協力を得て避難所運営を行う。その際、運営に女性の参画を推進し、避難の長期化等に伴う男女のニーズの違い等について、男女双方の視点による配慮に十分に努める。

更に、避難所の確保に当たっては、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあつせん等により、早期解消に努める。その際、必要に応じて、県、近隣市町村に対して協力を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため、警察官の配置についても適宜配慮する。

＜避難所開設・運営の手順＞

手順①：本部から要請を受けた市職員は指定された施設に参集する

手順②：配属された職員がはじめに入所し、収容スペース内の安全確認を行うとともに、受け入れに際して障害となる物を移動、除去する

手順③：要配慮者の優先スペースを確保する

手順④：避難者の受け入れスペース確保する

手順⑤：避難者を受け入れスペースに誘導する

- 手順⑥：けが人、病弱者等治療を要する避難者を確認する
- 手順⑦：避難場所内に事務室を開設する
- 手順⑧：電話、FAX等により避難所開設の旨を本部に報告する
- 手順⑨：要配慮者、病人等を移送する
(本部との連絡による受け入れ先の確認)
- 手順⑩：避難者名簿(カード)を配布・作成する
- 手順⑪：区長や民生委員児童委員等と協力し、安否を確認する
特に、要配慮者の所在を確認する
- 手順⑫：行政区画の割り振り、誘導をする
- 手順⑬：住民班長を決定する
- 手順⑭：食糧、生活必需品の請求、受取、配給をする
- 手順⑮：避難所の運営状況を報告(毎朝10時、その他適宜)する
- 手順⑯：避難所運営に伴う記録を作成する

(4) 福祉避難所における支援

ア 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によって、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、必要に応じて要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう検討する。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備が整備されているもの等を指定するものとする。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受ける事ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

イ 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者には、直接配布するなど、周知を徹底する。

ウ 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。

エ 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

オ 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

- (ア) 避難者名簿(名簿は随時更新する)
- (イ) 福祉避難所開設の目的
- (ウ) 箇所名、各対象受入れ人員(高齢者、障がい者)
- (エ) 開設期間の見込み

(5) 避難所生活環境の整備

ア 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するためには、各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・マスク・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに入浴の提供を行う。

また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

イ 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等の対象毎に部屋を割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市が福祉避難所を設置する。

ウ 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、マスクの着用、手洗いや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(6) 健康管理

ア 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

巡回相談チームは、医師及び保健師等で編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態や精神状態の把握及び健康相談を行う。更に、把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、医療関係者の連絡会議等により効果的な処遇検討ができるように努める。

継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者、口腔ケアや義歯指導の必要な者についても配慮する。

(ア) 高血圧や糖尿病等慢性疾患の患者の医療確保や治療継続を支援し、必要に応じて栄養指導、歯科指導を実施する。

(イ) エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

(ウ) 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。

(エ) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行いストレスの軽減に努める。

(オ) 市は、幼児や児童の保育について、ボランティア等の協力を得ながら、避難所の遊び場を確保に努める。

イ 避難所の感染症対策

市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、感染症予防策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

なお、避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から環境防災課と健康増進課が連携して検討するように努めるものと

する。

ウ 要配慮者の把握

要配慮者は、避難者の中から早期に把握し、処遇に十分配慮する。

その配慮に当たっては、必要に応じ福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室への移動等を行う。

エ 関係機関との連携強化

支援を必要とする高齢者、障がい者等には、必要なケアの実施やニーズに応じて、介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

(7) 精神保健、心のケア対策

ア 被災者の心理的ケアに対応するため、必要に応じ、県へ心のケアチームの派遣を要請するとともに、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要なものへの治療、カウンセリング等の適切な対応を行う。

更に、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

イ 市は、保健所及び精神保健福祉センターと連携して次のことを行う。

(ア) 第1段階

心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

(イ) 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

継続的な対応が必要なケースの把握、対応

(ウ) 第3段階

a 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動

b PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

ウ 市は、保健所と連携して、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

エ 市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、精神保健福祉センターが作成する災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を被災者に配付する。

12 災害救助法による避難所の設置

避難所の設置等については、本市に災害救助法が適用された場合、同法及びその運用方針に基づき行う。

第12節 食糧供給計画

■基本的考え方

この計画は、災害時に住家の被害等により自宅で炊飯ができない、又は食糧の販売機構が麻痺し、食糧の購入が困難な被災者に対して、応急的に炊き出しを行うこと。更に、住家に被害を受け一時的縁故等へ避難する者に対して、必要な食糧を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するために定めるものである。

関係部課	社会福祉課、介護長寿課、健康増進課
------	-------------------

1 実施責任者

食糧の供給は、災害対策本部長の指示の基に実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

更に、市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、供給に当たっては、避難者数又は被災者数に応じた供給量を提供可能な供給体制、方法の構築に努める。

2 対象者

- (1) 避難場所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は、床上浸水等のため、炊事ができない者
- (3) 食糧購入困難な要配慮者等
- (4) 住家に被害を受け、一次縁故先等へ避難する者
- (5) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
- (6) 災害復旧作業に従事する者

3 食糧の供給

- (1) 炊き出し等による食糧の供給は、次項以降に定める主要食糧の応急供給により、米穀、乾パン又は食糧品店等から購入した弁当、パン等にて行う。

供給に当たっては、被災者が直ちに食することができる現物を支給する。

また、必要に応じて漬け物及び野菜等の副食、みそ、醤油及び食塩等の調味料についても供給する。

なお、乳児に対する供給は原則として粉ミルクとする。

- (2) 米穀による炊き出し供給は、避難計画に基づく避難場所に設置された炊き出し設備等により炊飯して行う。
- (3) 炊き出し供給のための調味料、副食等は関係業者から調達し被災者に支給する。

4 費用の範囲

「食糧供給」のため支出する費用は、季別（災害の発生をもって決定する。）及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

5 実施期間

炊き出し等による食糧供給の期間は、災害発生の日から7日以内とするが、状況に応じて延長する。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、3日分の範囲内で現物を支給することができる。

6 主要食糧の応急供給

(1) 応急供給は、次に掲げる事項で、市長が供給の必要性を認めた場合に行う。

ア リ災者に対し、炊き出し等による食糧の供給を行う場合。

イ 販売業者が災により通常の供給を行うことが不可能となり、販売業者を通じないで供給が必要な場合。

ウ 災害地における救助作業、緊迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合。

(2) 供給食糧

供給食糧は、原則として米穀とするが、消費の実情等に応じ乾パンとする。

(3) 供給数量

供給数量は、次に掲げる一人あたりの基本数量に対して、市長が必要と認める供給者数及び供給の日数を乗じて得た数量とする。

区 分	数 量		備 考
	米穀	乾パン	
(1)のアの場合	一食あたり 200精米グラム	一食あたり1包 (115g入り) 以内	乾パンは、市長が必要と認めた場合、先の数量の外に供給することができる。
(1)のイの場合	一日あたり 400精米グラム		
(1)のウの場合	一食あたり 300精米グラム		

(4) 調達方法

ア 市内業者からの調達

災害時において、食料の調達が必要となった場合には、災害対策本部長の指示に基づき、販売業者からの購入により、所要の食糧を調達する。

イ 県や他市町村からの調達

販売業者からの食糧調達量だけでは、供給量が不足する場合、災害対策本部長の指示に

に基づき、県又は他市町村に協力要請を行い、必要な食糧供給量を調達する。

ウ 政府所有食糧の調達

販売業者、県、他市町村から食糧調達を行った上でも供給量が不足する場合には、災害対策本部長が知事を通じて農林水産省農産局長に災害救助用米穀の引き渡し要請を行い、必要な食糧供給量を調達する。

交通通信の途絶により、知事を通じて引渡しを受けられない場合は、農林水産省農産局長に対して応急用米穀の調達を要請し、必要量を確保する。この場合は、事後速やかに知事に報告する。

(5) 供給必要人員の報告

市長は、応急食糧の供給を必要とする人員を知事に報告する。

第13節 衣料・生活必需品等供給計画

■基本的考え方	
この計画は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失、又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を供与又は貸与するために定めるものである。	
関係部課	社会福祉課、介護長寿課、子育て支援課、健康増進課

1 実施者

生活必需品の供与又は貸与は、災害対策本部長の指示の基に行う。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、供給に当たっては、避難者数又は被災者数に応じた供給量を提供可能な供給体制、方法の構築に努める。

2 対象者

- (1) 災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具その他生活必需物資がないため直ちに日常生活を営むことが困難である者

3 衣料・生活必需品等の供与又は貸与

(1) 供与又は貸与の方法

物資の配分については、全壊（焼）、流出世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて配分する。

(2) 供与又は貸与の品目

- ア 寝 具 … 毛布及び布団等
- イ 外 衣 … 作業服、婦人服、子供服等
- ウ 肌 着 … シャツ、パンツ、オムツ等
- エ 身回り品 … タオル、はき物、雨具等
- オ 炊事用具 … 鍋、釜、包丁、バケツ等
- カ 食 器 … 茶碗、皿、箸等
- キ 日 用 品 … 石鹸、歯ブラシ、マスク、消毒液等
- ク 光熱材料 … マッチ、ローソク、プロパンガス、灯油等
- ケ そ の 他 … ビニールシート等

4 調達方法

衣料・生活必需品等の物資の調達については、応急救助用として必要な数量を市内関係業者

との密接な連携により行う。

5 費用の範囲

「被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与」のため支出する費用は、季別（災害発生の日をもって決定する）及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

6 実施期間

災害発生の日から10日以内とし状況に応じて延長できるものとする。

第14節 給水計画

■基本的考え方

この計画は、災害のため飲料水が枯水又は汚染し、飲料に適する水を得ることができない者に対し飲料水を供給するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保するために定めるものである。

関係部課

環境防災課、上下水道課、経営企画課、情報広報課

1 実施者

飲料水の供給及び水道施設の応急復旧は、災害対策本部長の指示の基に実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、供給に当たっては、避難者数又は被災者数に応じた供給量を提供可能な供給体制、方法の構築に努めるものとする。

2 対象者

対象者は、災害のために飲料水を得ることができない者とする。この場合、医療施設、避難場所、福祉施設等の施設については他に優先して供給する。

3 給水方法等

(1) 住民への広報

断水した場合には、市防災行政用無線、広報車等により住民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について、広報を実施する。

また、住民等が自助努力によって飲料水を確保する場合は、衛生上の注意事項等を含めた広報を実施する。

なお、衛生上の注意事項等については、茨城県水道用水供給事業者と連携を図り、情報の伝達に努める。

(2) 給水方法

取水地点で確保した飲料水は、給水用具及び車両等を活用し、給水拠点まで運搬して給水する。

なお、給水拠点での給水方法は、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等を用いて行う。

4 確保方法

応急飲料水については、被災後、使用可能な水道施設（消火栓等）に仮設配水管を敷設し、飲料水を確保する。

5 給水量

被災者に対する最低給水量は、1人1日3リットルとするが、給水能力増強見込み及び水道施設の復旧状況に応じ、飲料水以外の生活用水についても漸次、給水量を増加する。

6 費用の範囲

費用の範囲は、給水に必要な機械、器具の借り上げ賃、修理費及び燃料費。また、浄水用薬品及び資材費も含む。

7 応急復旧

(1) 応急復旧方針

水源（取水）施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設（送配水管、配水本管、配水小管）給水装置の順に復旧する。

(2) 応援・協力

市は、指定水道工事事業者と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要に応じて、被災地域外の水道事業者、水道工事者等の応援又は協力の要請を行える体制を整備する。

また、被害を受けた他の水道事業者から応急給水及び復旧のために、技術者、資機材、用水等について応援又は協力を求められたときは、可能な限りこれに応ずる。

水道工事事業者、水道資機材の取り扱い業者及び防災関係機関は、水道事業者の行う応急給水復旧活動に協力する。

第15節 要配慮者安全確保対策計画

■ 基本的考え方	
この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者などの要配慮者、並びに日本語での災害情報が理解できにくい外国人に対して安全確保及び必要な救助に関する措置について定めるものである。	
関係部課	社会福祉課、介護長寿課、健康増進課、子育て支援課、環境防災課

1 計画方針

発災時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、肢体不自由者、及び視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握が困難になる要配慮者に対し、避難、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等のあらゆる段階において、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに必要な救助を行う。

2 実施機関

- (1) 市は、福祉施設等入所者に対する安全確保対策を図るため、施設管理者に対し、予防を含め安全性確保対策について指導するとともに、災害時の応急対策の実施について要請する。
- (2) 要配慮者に対する安全確保対策は、市が実施する。
- (3) 本市限りでの安全確保対策が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

3 福祉施設等入所者に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

福祉施設等に対する救助及び避難誘導は、施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助に必要な連絡調整を行う。

また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、他の福祉施設等に受入先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の福祉施設等やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

巡回相談は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、福祉施設等機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4 要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て実施する。

(2) 搬送体制の確保

要配慮者の搬送手段は、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や福祉施設等所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合には、県等が確保した輸送車両により、搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

避難所等で生活する要配慮者に対して、民生委員、ケアマネージャー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、ニーズ把握などの状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

避難所等で生活する要配慮者に対して、医師、民生委員児童委員、ケアマネージャー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員、ボランティア等によりチームを編成し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(7) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請

地域の福祉体制では対応出来ないほどの大規模災害や事故などが発生した場合は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、県に対して災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。

※DWA Tとは、「Disaster Welfare Assistance Team」の頭文字をとったもの。

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う福祉専門職（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等）で構成するチーム。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティア等の協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するためテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

ウ 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

また、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

6 帰宅困難者対策

発災直後は、救助・救援活動、応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手

段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

(1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 企業の取り組み

ア 従業員の待機

企業等は、天候回復の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努める。

イ 備蓄の確保

企業等は、帰宅化が困難な従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努める。

ウ 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努める。

エ 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておく。

オ 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておく。

カ 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模災害発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努める。

7 義援物資対策（義援物資の供給）

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。

このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

(1) 情報の収集・発信

各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

また、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

8 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

(1) 愛玩動物受け入れのための配慮

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

(2) 受け入れの方法

市は、愛玩動物を受け入れる際は、「災害時における愛玩動物救護マニュアル（茨城県保健福祉部生活衛生課）（平成24年12月（令和3年1月改訂））」に基づき、受け入れを行うものとする。

第16節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画

■基本的考え方	
この計画は、災害のため、住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保できない者に対し、応急仮設住宅を提供し、被災者の居住の安定を図るために定めるものである。	
関係部課	環境防災課、都市整備課、道路課、上下水道課、生涯学習課

1 応急仮設住宅の提供

(1) 基本事項

賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、建設型応急仮設住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 実施者

応急仮設住宅の提供は、災害対策本部長の指示の基に実施する。ただし災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) 対象者

ア 住家が全焼、全壊、又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力で住家を確保することができない者

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等

(エ) 特定の資産のない勤労者及び中小企業者

(オ) 上記に準ずる経済的弱者

(4) 基本的事項

公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

(5) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

(6) 賃貸型応急住宅

県から提供される民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等をもとに、市は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

(7) 建設型応急住宅

ア 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。

イ 設置場所

応急仮設住宅は、国、県の公有地のほか、下記の場所に設置する。

ただし、災害規模、災害種別に応じて用地が不足する場合は、適宜、小・中・義務教育学校グラウンド等の市の公有地又は民間の私有地を設置場所として指定する。

設置場所が民間の私有地の場合は、所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

名 称	所在地	設置有効面積
稲吉ふれあい公園	稲吉 4－1 0－1	4,960 m ²
旧志土庫小学校	宍倉 1 5 9 4	7,146 m ²
かすみがうら市歴史博物館収蔵施設	安食 2 2 3 5	10,353 m ²

ウ 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体等の協力を得て建設する。

エ 入居者の選定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先順位に努めものとする。

オ 応急仮設住宅の管理

設型応急住宅の管理は、市の協力のもと県が行う。状況により、市が管理を委任される。

4 住宅の応急修理

(1) 実施者

住宅の応急修理は、災害対策本部長の指示の基に実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得るものとする。

(2) 対象者

住家が半焼又は半壊し、日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理が

できない者

(3) 実施方法

被災世帯個々の修理計画を作成し、実施する。

(4) 費用の範囲

費用の範囲は、材料費、労務費、輸送費、工事事務費とする。

(5) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内の完成に努めるものとする。

5 災害用復旧用材（国有林材）の備蓄・供給

(1) 農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の早期復旧及び木材価格の安定のため、国有林の供給を行うこととしている。

(2) 災害復旧用材の供給は、知事、市長が要請する。

第17節 医療・助産計画

■基本的考え方	
この計画は、災害のため、医療機関が混乱し、被害地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図るために定めるものである。	
関係部課	健康増進課、社会福祉課、介護長寿課、子育て支援課、消防本部

1 実施者

医療及び助産は、災害対策本部長の指示の基に実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 対象者

- (1) 災害のため、医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- (2) 災害のため、助産の途を失った者で、現に助産を要する状態の者

3 医療及び助産の実施体制の確立

(1) 情報の収集伝達

市は、災害時医療体制を早期に確立するために、県及び災害医療拠点を有する周辺市、消防機関、周辺市医師会（土浦医師会、石岡医師会）との連携のもと、次の内容について情報収集を行う。

そのため、平常時から、関係機関との連携を緊密に保つとともに市内病院、診療所及び災害医療拠点病院等との通信体制を整備する。

- ① 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ② 避難場所、医療救護所の設置状況
- ③ 重傷者の収容状況
- ④ 医薬品等医療資機材の受給状況
- ⑤ 医療施設、医療救護所等までの交通状況
- ⑥ その他医療体制確立に向けて参考となる情報

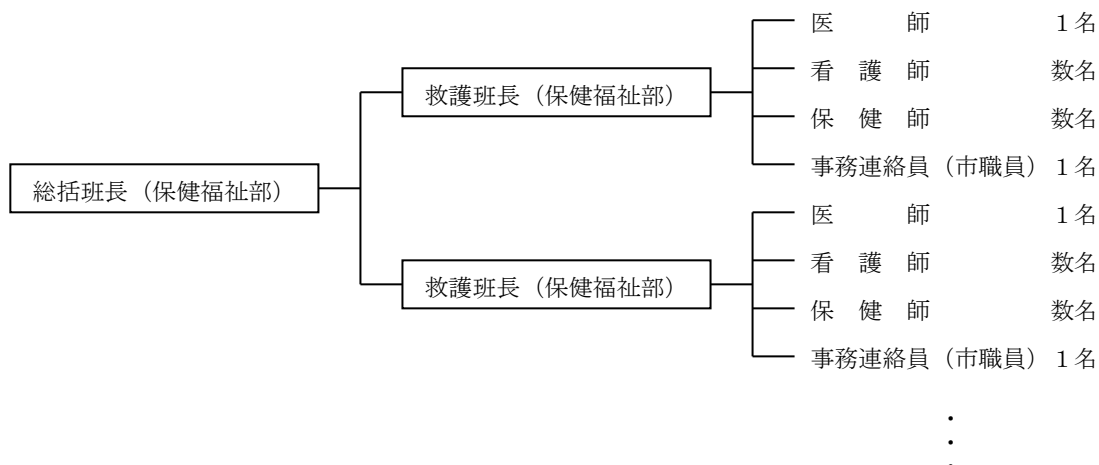
(2) 現地対策本部の設置

災害の程度に即応した医療救護活動のためには、必要に応じて医療救護班を編成し出勤するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、現地対策本部を設置する。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときに、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(3) 医療救護班の編制

医療救護の実施は、医療機関の協力を得て、必要に応じて複数の班を編成する。また、市で編成する救護班だけでは、対応が困難と判断される場合、市長を通じて知事へ協力要請を行う。



ア 医療救護班の業務

医療救護班の業務は以下に示すとおりである。

- (ア) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (イ) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 死体の検案
- (カ) その他状況に応じた処置

イ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班は、被災者の健康相談を行うために、医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請

地域の医療体制では対応出来ないほどの大規模災害や事故などが発生した場合は、医療体制の確保のため、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

※DMATとは、「Disaster Medical Assistance Team」の頭文字をとったもの。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

※DPATとは、「Disaster Psychiatric Assistance Team」の頭文字をとったもの。

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。

(4) 医療救護所の設置

ア 設置基準

市長は、以下の基準を目安として、医療救護所の設置を決定する。

- (ア) 医療施設の収容能力を越えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき。
- (イ) 医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断したとき。
- (ウ) 時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- (エ) 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。

イ 設置場所

市長は、以下の手順に基づき、医療救護所を設置する。

- (ア) 医療救護所は、地区別の被災状況や負傷者の状況等を勘案し、適時、小・中・義務教育学校をはじめとする市の公共施設に設置する。
- (イ) 設置後は、速やかに設置内容（以下の事項）について管轄保健所に報告する。
 - a 設置場所（医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等）
 - b 医療救護班の必要性の有無（医師、看護師等具体的な内容）
 - c ライフラインの確保状況（電気、ガス、水道等）
 - d 医療品等の必要性の有無
- (ウ) 医療救護所の開設状況等は、速やかに広報車や無線等を使用して、住民に広報する。
- (エ) 災害現場により自らの判断で設置することが困難と判断した場合には、保健所等と連絡を取り合って協議の上設置する。

ウ 開設及び運営

- (ア) 設置統括と資機材の調達及び輸送

医療救護所が設置された後、派遣された救護班との連絡により、救護医療に必要な資機材の確認を行った上で、資機材の調達及び輸送を行う。

また、医療救護所の開設及び運営実務統括は医師及び保健福祉部が行い、市職員、消防署がそれを支援する。

- (イ) 救助業務協力者の支援体制の確立

救助活動に協力させることのできる下記の者について、関係機関・団体等を通じてあらかじめ必要事項を調査するとともに、救助活動に対する協力を要請しておく。

- a 医師・歯科医師及び薬剤師
- b 保健師・助産師及び看護師
- c 土木技術者及び建築技術者
- d 大工・左官及びとび職
- e 土木業者・建築業者及びその従事者
- f 鉄道・バス経営者及びその従業者
- g 貨物自動車等の運送業者及びその従業者

- (ウ) 周辺市医療機関への協力要請

市内医療機関による救護活動だけでは困難な場合、石岡市、土浦市の医療機関の協力を要請する。

4 医療及び助産の実施

災害により傷病を受け、医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者に対して、医師等の指示に基づき応急処置を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

(1) 医療の範囲

- ア 診 察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看 護

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生資材の支給

5 広域医療拠点との連携

(1) 収容可能医療機関の確保

市内に確保された医療救護所にて対応できない重傷者は、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

また、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県と協議し、後方医療施設（精神病院を含む）を確保する。

(2) 重傷者等の搬送

消防本部は、病院等から患者搬送の要請を受けた場合、自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により搬送を実施する。

消防本部で救急自動車を確保できない場合は、市が輸送車両の確保に努める。また、必要に応じて県に対して救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

被災現場から救護所までは、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両若しくは担架等により搬送する。

6 医薬品・資機材等の確保

災害時の医薬品等は、可能な限り保健所、医療機関、医薬品販売店等で確保するものとし、不足する場合は茨城県災害対策本部に供給を要請し確保する。

7 後方支援活動

(1) 患者受入れ先病院の確保（後方医療施設の確保）

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

(2) 搬送体制の確保

ア 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて茨城県救急医療情報コントロールセンターや保健福祉部医療救護班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合は、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

イ 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、県又は市が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

(ア) 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

(イ) 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

(3) 人工透析の供給等

ア 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。

市は被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努める。

なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

イ 周産期医療

保健所及び市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

ウ 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

県、保健所、医療機関、訪問介護ステーション等と協力して、被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じて在宅患者のために医療提供を行う。

更に、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

第2章 災害応急対策計画 第17節 医療・助産計画

〔医療機関一覧〕（令和5年4月現在）

	名称	所在地	電話番号	診療科目
複 数 診 療 科 目	太田医院	下稲吉1598－1	0299-59-2026	内科・外科・消化器内科
	川島医院	深谷3656－1	029-897-1237	内科・小児科・放射線科
	菊池整形外科クリニック	新治1827－34	0299-59-1181	内科・整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科
	医療法人 高木医院	稲吉東1－15－1	029-832-2020	内科・呼吸器科・消化器科・小児科・循環器科・神経科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科
	矢原診療所	宍倉6167－1	029-831-8576	内科・外科・消化器内科・小児科・リハビリテーション科
	やまと医院	稲吉5－20－12	029-869-6402	内科・心療内科
	MED AGRI CLINIC かすみがうら	上稲吉 38	0299-57-3005	内科・外科・形成外科・精神科
内 科	川俣医院	中志筑1328	0299-22-3075	内科
	志士庫クリニック	宍倉3622-4	029-897-1006	内科、小児科
	白井こどもクリニック	稲吉2－14－11	029-831-3803	小児科・アレルギー科
接 骨 院 ・ 整 骨 院	大塚整骨院	稲吉 3－3－7	029-832-0555	接骨・整骨・整復
	神楽鍼灸整骨院	下稲吉 3185-5	0299-56-2562	鍼灸・接骨・整骨
	かすみがうら整骨院	宍倉5759-3	029-832-8329	接骨・整骨・整復
	神宮寺はりきゅう接骨院	田伏2619	029-896-2252	整骨・接骨・整体
	真心堂接骨院	深谷75-37	029-898-3341	接骨・整骨・整復
	ひぐま鍼灸整骨院	下稲吉2632-11	0299-56-5577	接骨・整骨・整復
	なごみ整骨院	下稲吉3185-5	0299-59-7532	接骨・整骨
	みなみ接骨院	深谷2810-1	029-897-2522	接骨・整骨・整復
	渡辺接骨院	深谷994	029-897-1636	接骨・整骨・整復
耳 鼻 科	伊東クリニック	下 稲 吉 2633 －172	0299-59-1187	耳鼻いんこう科・アレルギー科
	吉田茂耳鼻咽喉科	下稲吉3808－1	029-834-8200	耳鼻いんこう科・小児科
皮 膚 科	桜井皮膚科医院	下 稲 吉 2625 －107	029-832-2745	皮膚科
	久松皮膚科医院	上稲吉1756－2	029-830-1300	皮膚科・内科
眼科	三輪眼科	稲吉5－19－10	029-833-0030	眼科

第2章 災害応急対策計画 第17節 医療・助産計画

	名称	所在地	電話番号	診療科目
歯科	あいざわ歯科医院	下稲吉1966-2	0299-59-2717	歯科・小児歯科・矯正歯科・審美歯科・歯周病治療・予防歯科
	あしか歯科クリニック	稲吉4-2-2	029-830-1515	歯科・矯正歯科・小児歯科
	医療法人はなわ会 荒川歯科医院	下稲吉2633-88	029-833-2222	歯科・口腔外科・矯正歯科・小児歯科・インプラント
	今松歯科医院	稲吉4-10-18	029-833-0200	歯科・小児歯科
	色川歯科医院	稲吉5-3-11	029-831-2672	歯科
	宇野歯科医院	下稲吉1665-1	0299-59-7710	歯科・小児歯科
	島崎歯科医院	下稲吉1483-8	0299-59-4134	歯科
	高野歯科医院	市川419	0299-23-8148	歯科
	にとう歯科医院	深谷2813-4	029-898-3718	歯科・小児歯科
	ひかり歯科医院	下稲吉4002-4	029-833-1060	歯科・小児歯科
	美並歯科医院	深谷75-30	029-898-2211	歯科・小児歯科
	吉田歯科医院	稲吉2-9-11	029-831-0503	歯科

第18節 防疫計画

■基本的考え方

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、伝染病流行の未然防止を図るために定めるものである。

関係部課	健康増進課、環境防災課
------	-------------

1 防疫組織の設置

防疫関係機関の組織は、土浦保健所から必要な情報提供や指導を受けて作る。

2 防疫措置等の実施

(1) 市、自主防災組織及び関係機関は、保健所の防疫班などの行う防疫措置に協力する。

ア 被害状況の調査

イ 避難所における防疫上必要な指導及び被災住宅・仮設住宅等の衛生指導

ウ 検疫調査

エ 井戸水の消毒指導

(2) その他実施する防疫措置

ア 患者の早期発見と早期治療

イ 患者の収容と治療

ウ 患者の消毒と清潔方法

3 防疫の種別及び方法

(1) 検疫調査及び健康診断は、県の防疫班に協力し、避難所、冠水地域の住民及び地域検病の検水を行う。

健康診断については、検病検査の結果診断を実施する必要がある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定により実施する。

(2) 消毒活動は、知事の指導に基づき次の要領により行う。

ア 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。

イ 避難所の便所その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。

ウ 汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸の消毒を行う。

エ 状況により、昆虫等の駆除を行う。

(3) 各世帯における家屋等の消毒

床上浸水家屋に対しては、被災直後各戸にクレゾール及びクロール石灰等消毒剤を配布し、床、壁、手洗い設備等の消毒について、衛生上の指導を行う。

4 患者等に対する措置

(1) 感染症病患者若しくは保菌者の隔離収容

感染症患者が発生、又は保菌者が発見された場合は、速やかに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき適正な措置を講ずる。

感染症指定医療機関へ移送が困難な場合は、土浦保健所長と協議し、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

5 避難所の防疫措置

(1) 衛生消毒剤の配置及び指導

ア 避難場所及び被災地における衣服の日光浴、クレゾールによる消毒、クレゾール石鹼液の配置、手洗いの励行について、個別指導する。

イ 避難所の給食作業に従事する職員については、事前に健康診断を行う。

第19節 清掃計画

■基本的考え方

この計画は、被災地における廃棄物（粗大ごみ、可燃性ごみ、不燃性ごみ、災害ごみ、し尿等）の清掃、処理を適切に行い、地域住民の保健衛生の確保、及び環境の保全を図るために定めるものである。

関係部課

環境防災課

1 実施者

被災地域における清掃は、災害対策本部長の基に実施する。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。

2 廃棄物の収集処理

(1) 一般廃棄物の収集処理

災害時には、平常どおりの集積所にごみが集積されていない場合が多いと想定されることから、地域住民の協力を促し、ごみの散乱防止に努めた上で、集積所での収集を行う。

また、状況に応じて、市内清掃業者及び運搬業者の協力を要請する。

ア 一般廃棄物の優先的収集

収集は車両をもって実施し、重点的に被災地域の収集を行う。

イ 収集したごみの処分は、指定した処理施設により行う。

(2) 災害廃棄物の収集処理

市は、被災状況を的確に把握した上で、市災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。

市が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。

災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

3 し尿の収集処理

災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを

設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。

一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。

このため、市は、被災状況を的確に把握した上で、市災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図るものとする。

また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

4 広域処理

市は、災害時における廃棄物（災害廃棄物及び一般廃棄物処理施設の機能停止等によって通常の処理が困難なごみ及びし尿）の処理事業に支障が生じた場合には、県、市、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求める。

第20節 死体の捜索及び処理埋葬計画

■基本的考え方

この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の死体を捜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施するために定めるものである。

関係部課

環境防災課、市民課、社会福祉課、消防本部、消防団

1 実施者

(1) 死体の捜索・埋葬

死体の捜索及び埋葬は、市が実施する。

ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

(2) 死体の処理

死体の処理は、市が実施する。

ただし、災害救助法を適用したときは県及びその委任を受けた市が行う。

(3) 死体が多数にのぼる等、市での対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

2 応援要請

被災地が広範囲であり、本市限りでの捜索が困難な場合、又は死体が流失等により他市町村に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ捜索の応援を要請するものとする。

- ① 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ② 死体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- ③ 応援を要請する人員又は舟艇・器具等

3 災害救助法による死体の捜索、処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合の捜索、処理及び埋葬は、同法、同法施行令及び同法施行規則による。

(1) 死体の捜索

ア 捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

イ 捜索の方法

消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力し、必要な機械、

器具を借上げて捜索する。

ウ 費用の範囲及び限度額

(ア) 費用の範囲

機械機器の借上費、修繕費、燃料費

(イ) 限度額

通常の実費とする。

エ 捜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 死体の処理

ア 死体の処理を行う場合

災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合

イ 死体の処理の方法

(ア) 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施する。

(イ) 検案は、監察医と警察官が実施し、検案の支援を医療対策班が実施する。ただし、死体が多数の場合等、監察医等のみでは間に合わない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

ウ 費用の範囲及び限度

区 分	限 度 額
死体の洗浄、縫合、消毒のための費用	1体当たり 3,500円以内
死体の一時保存のための費用	既存建物の場合 通常の実費
	仮設物の場合 5,400円以内
検案料（医療対策班以外の場合に限る）	慣行料金の額以内

エ 死体処理の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 埋 葬

ア 埋葬を行う場合

(ア) 災害の混乱の際に死亡した者

(イ) 災害のために埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

埋葬の程度は応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。

ウ 費用の範囲及び限度

(ア) 費用の範囲

埋葬又は火葬、棺（付属品を含む。）、骨つば及び骨箱

(イ) 限 度

a 大人（12歳以上） 215,200円以内

b 子供（12歳未満） 172,000円以内

 (ウ) 埋葬の期間

 災害発生の日から10日以内とする。

4 死体の収容（安置）、一次保存

(1) 遺体収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

(2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合を考慮し、寺院等に集中安置所を設置するとともに、身元不明遺体を集中安置する。

(4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。

また、埋火葬許可証を発行する。

5 遺骨の処置

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第21節 障害物の除去計画

■基本的考え方	
この計画は、被災地の交通に支障をきたす障害物等を除去するために定めるものである。	
関係部課	道路課

1 実施者

- (1) 障害物の除去は災害対策本部長の指示のもとに行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- (3) 市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。
- (4) 公共施設以外の障害物の除去は、原則としてその施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

2 除去対象

- (1) 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- (2) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- (3) 住家が半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住できない状態を含む）した者で、自らの資力では障害物の除去ができない者
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去方法

障害物の除去はそれぞれの管理者において、機械器具を使用する方法若しくは建設業者の協力を得て速やかに除去する。

4 障害物の集積場所

集積場所は、災害の状況に応じ公園、広場等、日常生活及び道路交通確保のため支障とならない場所を利用し、また環境衛生に注意して指定する。

5 災害救助法による障害物の除去

障害物の除去において、本市に災害救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針による。

6 道路啓開等の実施

市は、行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木・工事事務所（工務所を含む。）に報告するとともに、所管する道路については、緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施する。

7 放置車両対策

市は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、市は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第22節 輸送計画

■基本的考え方	
この計画は、災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図るために定めるものである。	
関係部課	環境防災課、検査管財課、経営企画課、情報広報課、社会福祉課、介護長寿課、健康増進課、消防本部

1 実施者

避難、救助物資等の輸送は対策本部長の指示の基に行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。

2 輸送対象

- (1) 被災者
- (2) 重傷患者、妊産婦その他要配慮者
- (3) 飲料水、食糧及び救助用物資
- (4) 死体の捜索又はその処理のための人員、資機材
- (5) その他、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材及び人員

3 輸送力の確保

市保有車両は、災害応急対策を実施するため、配車計画を定め輸送力を確保する。

なお、被害の状況により車両等が不足した場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を講ずる。

(1) 市有車両の確保

ア 車両等の掌握、配車については検査管財課が行う。

イ 各部において車両を必要とするときは、検査管財課に要請する。

ウ 検査管財課は、車両の要請があった場合は、使用車両を決定し、速やかに配車する。

(2) 市有以外の車両の確保

市有車両が不足する場合は、営業用、自家用車を借り上げるほか、必要に応じ関係機関に応援、協力を依頼する。

4 緊急輸送車両証明書及び標章の交付

- (1) 災害対策基本法第76条の規定により交通の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送に従事する車両に対しては、同法施行令第33条の規定により、知事又は公安委員会が緊急輸送車両証明書及び標章を交付する。

- (2) 緊急輸送に従事する車両を使用する場合は、土浦警察署又は知事（防災・危機管理課）に申請して証明書及び標章の交付を受ける。

第23節 労務計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における応急対策を実施するにあたり、供給可能な労務の確保に努め、市職員の労力不足を補い災害応急対策活動の円滑な推進を図るために定めるものである。

関係部課

全課

1 実施者

災害応急対策に必要な労務の確保は、災害対策本部長の指示の基に行う。

市長は、労務を確保することが困難又は不足する場合、知事に調達又は斡旋を要請する。

2 労務の供給方法

(1) 市職員及び知事要請による労務供給

市職員については、本計画の第3章第1節「組織計画」及び第3章第2節「動員計画」によるものとし、知事要請によるものは、第3章第23節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」による。

(2) 市民からの労務供給

自主防災組織及び各自治組織等の民間団体に要請し供給する。

(3) その他市内各業者からの労務供給

救出、救護活動及び輸送活動を実施する上で必要な労務に対し、市内各業者に要請し、供給する。

3 労務作業の内容

災害応急対策における市職員以外の者の労務作業の範囲は、概ね次のとおりとする。

(1) 被災者の救出・救護

救出・救護行為及び救出に要する機械器具の操作

(2) 医療及び助産における移送

医師等が到着しなければ医療措置を講じられない重傷患者、又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他に方法がない場合

(3) 飲料水等の供給

飲料水の供給行為及び浄水するための医薬品等の配布

- (4) 救助用物資の整理、輸送及び配布
 - ア 被服、寝具その他の生活必需品
 - イ 学用品
 - ウ 食糧品及び燃料
 - エ 医薬品及び衛生材料
- (5) 緊急輸送道路の確保に必要な作業
- (6) その他災害応急対策に必要な作業

第24節 文教対策計画

■基本的考え方

この計画は、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、市が、県その他関係機関と連絡を緊密に取り、又は協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保するとともに、本市の社会教育施設及び文化的資源の被害を最小限にとどめるために定めるものである。

関係部課	学校教育課、生涯学習課
------	-------------

1 実施者

市立小・中・義務教育学校の応急対策は、市長及び市教育委員会の指示に基づき、教育長及び各学校長等が担当にあたる。

2 情報等の収集・伝達

(1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長等に対し災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

(2) 学校長等は、市長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合、速やかに所属教職員に伝達するとともに、自らもテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等の災害情報の収集に努める。

なお、児童・生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。

(3) 学校長等は、児童・生徒等及び学校施設等に被害を受け、又はそのおそれがある場合、直ちにその状況を市長に報告する。

(4) 市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

3 児童・生徒等の避難等

(1) 避難の指示

学校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に教職員等に指示する。

なお、状況によって教職員は、児童・生徒等に対し個々に適切な指示を行う。

(2) 避難の誘導

学校長及び教職員等は、避難の場合、児童・生徒等の安全を確保するため、各学校等で予め定める避難計画に基づき、誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市及び防災関係機関の指示及び協力

を得て行う。

(3) 下校時の危険防止

学校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率及び保護者等への引渡し措置を講ずる。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(4) 校内保護

学校長等は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合、校内に保護し保護者へ連絡をする。この場合において学校長等は、速やかに市長に対して児童・生徒数や保護の状況等、必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努める。

(5) 保健衛生及び健康管理

飲料水、食糧、毛布等は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から備蓄に努める。

また、学校長等は、災害時において建物内外の清掃、給食及び飲料水等に注意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

(6) 休校措置

学校長等は、災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ休校措置をとる。

(7) 登校前の措置

学校長等は、登校前に休校の措置をした場合、直ちに保護者、児童・生徒等に連絡するものとする。

4 応急教育

(1) 授業の確保

市長及び学校長等は、速やかに被害状況等を把握するとともに、相互に協力し教育施設等を確保すると同時に、下記の措置を講じ、授業の確保に努める。

(2) 教職員の確保

教育施設の被害及び教職員の事故等により、変則的学級編成による授業を実施する場合は、県教育庁と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずる。

(3) 教育施設の確保

教育施設の安全確保は、日頃から校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制整備に努める。

[応急教育の考え方]

災害の程度	施設の被害及び 修復の度合	施設授業の再開	授業確保の措置
校舎の被害が軽少な場合	すみやかに応急修理をして授業を再開する。		教職員の被災等によって児童・生徒の授業に支障をきたし、校内操作の限度を超す場合には、その程度により隣接校の応援あるいは全県的な非常措置等による確保を図る。
校舎の一部が被害を受けた場合	すみやかに応急修理を行い、早期に通常授業を再開する。	① 残存教室等の施設を利用する。 ② 合併及び二部授業等を実施する。	
校舎の全部が被害を受けた場合	短期間に修復できる場合	臨時休校とし、家庭学習等を実施する。	
	復旧に長期間を要する場合	① コミュニティセンター等の公共施設を利用する。 ② 寺院等の民間施設を利用する。 ③ 隣接学校の校舎を利用する。 ④ 必要な場合は応急仮設校舎を建設する。	
特定の地域全体が被害を受けた場合	被害を受けなかった他の学校、コミュニティセンター及び寺院等の施設を利用する。		

5 学用品の調達・供与

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること。

(2) 調達及び供与方法

学用品等は、供与対象人員、学校別、学年別等による必要数量を正確に把握し、一括購入し児童・生徒に配分する。

(3) 学用品等の品目

学用品等は、教科書、教材、文房具及びその他授業を受ける最小限の必要な用品とする。

(4) 県への要請

市限りでは学用品等の供与の実施が困難な場合、県に対し学用品等の供与の実施及び調達について応援を要請する。

6 避難所との機能の共有

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有することから、災害応急対策を行う教育委員会学校教育課、学校等は事前に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- (2) 避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

7 社会教育施設・文化財の応急措置

- (1) 運動公園等の社会教育施設については、被災状況を速やかに把握し、関係機関に連絡又は報告するとともに、その災害の程度に応じ適切な措置を講ずる。
- (2) 特に、文化財については、被災状況を調査後、破損を最小限度にとどめるために応急措置を講ずるとともに、その状況を関係機関に報告するものとする。

第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

■基本的考え方	
この計画は、災害時において、人命、財産等を保護する必要性を認めた場合に自衛隊の災害派遣を要請するために定めるものである。	
関係部課	

1 自衛隊の派遣要請範囲

自衛隊を災害派遣要請できる範囲は、原則として人命財産を保護する必要性、かつやむを得ない事態であると認められ、ほかに実施する機関がない場合を対象とする。

その概ねの内容を以下に示す。

項 目	内 容
被害状況	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要がある場合は、避難の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 災害派遣要請

(1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請は、原則として知事が文書をもって自衛隊に要請する。

(2) 災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣の必要性を認めた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請依頼文書により要請の手続きを行う。

ただし、事態が急迫し所定の手続きによりがたい場合は、電話等により依頼する。

なお、市長が知事に災害派遣要請の要請の申し出をできない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、直接、最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

(3) 災害派遣要請依頼書の提出先

提出先は以下のいずれかとする。

<茨城県 防災・危機管理課>		<茨城県 防災行政用無線>	
電 話	029-301-8800 (直通)	電 話	8-600-2885
FAX	029-301-2898	FAX	8-600-2898

(4) 記載事項は次のとおりとする。

- ア 派遣を必要とする理由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 作業の内容
- エ 派遣を希望する人員、車両等の数
- オ その他参考事項

(5) 緊急の連絡先は次のとおりとする。

自衛隊名	部隊等の長	連絡責任者		電話番号	内線番号	
		時間内	時間外		時間内	時間外
陸上自衛隊 施設学校	施設学校長	警備課長	駐屯地当直司令	029-274- 3211	234	302
陸上自衛隊 第1施設団	第1施設団長	第3科長	団当直長	0280-32- 4141	236 237	203

3 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の災害派遣要請を必要とする災害が発生、又は発生するおそれがある場合、迅速・的確にその状況を把握し、自衛隊に通報するほか、必要な情報の交換を行う。

4 災害派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣部隊の受け入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分達成できるよう努めなければならない。

- (1) 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるように計画し、資機材等を準備する。
- (2) 必要に応じて派遣部隊の宿泊施設及び駐車場等を準備する。
- (3) 連絡交渉の窓口を明確にし、連絡職員を指名する。

5 派遣部隊到着後

- (1) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の防災関係機関と重複することなく、最も効率的に作業が実施されるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (2) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

6 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊がその目的を達成した場合、文書をもって知事に対し災害派遣部隊撤収要請を行うものとする。

7 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおり。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議する。

8 ヘリコプターの受け入れ

(1) 発着場の選定基準

- ア 別表の地積基準を満たす無障害地帯であること
- イ 地盤堅固な平坦地（コンクリート・芝生が望ましい）
- ウ 地面斜度は6度以内であること
- エ 車両等の進入路があること
- オ 斜線上に障害物がないこと

(2) 発着場の準備

- ア 砂塵の舞い上がる恐れのある場合は十分散水する。
- イ 積雪時は、除雪又は圧雪を行う。
- ウ 風圧のため、飛散する恐れのあるものは、撤去する。
- エ 発着所が校庭等の場合は障害の恐れのあるサッカーのゴール等を撤去する。

第2章 災害応急対策計画 第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

オ 上空から風向、風速が判定できるよう着陸点近くに紅白（又は赤）の吹流し（地上4.5～5.0m）、又は発炎筒を設置する。

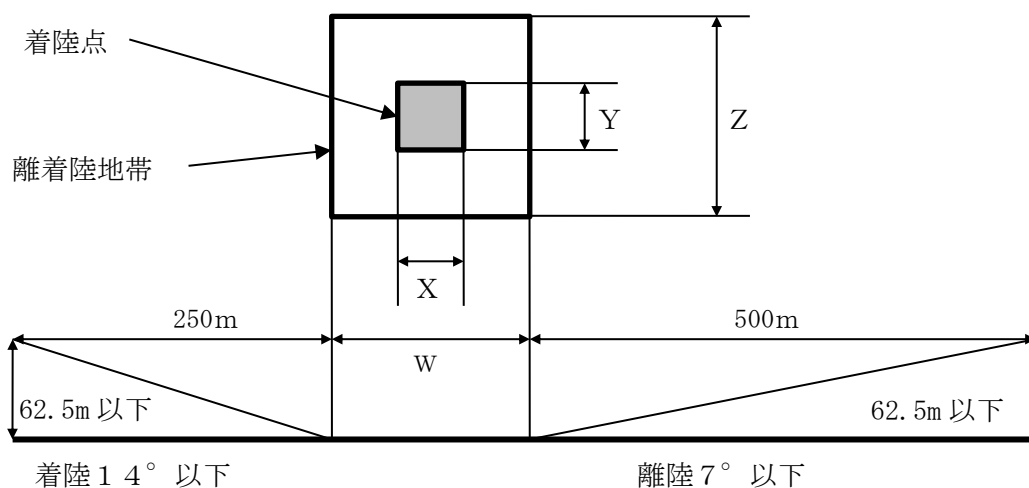
カ 離着陸時は、危険防止のため、関係者以外の者を近づけない。

キ 着陸点には石灰等を用いてⓂの表示をする。

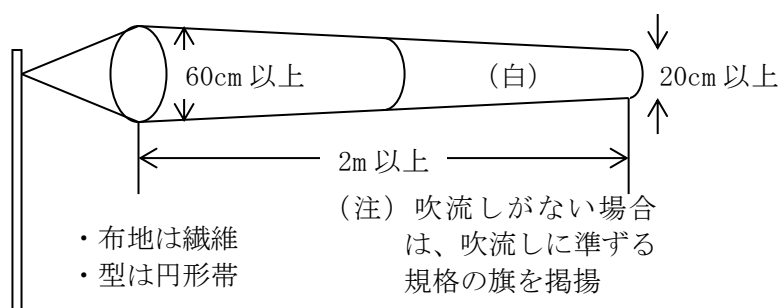
ク 夜間に当たっては、災害用ヘリコプター発着所の無障害地帯において、進入、離陸の方向を示す表示灯を設置、又は車両のライトを点灯する。なお、表示灯は進入方向に対し直角に向ける。ただし、ヘリコプターに直接向けないように注意する。

[ヘリコプターの機種に応じた離着陸に必要な地積等]

区 分	機 種	着陸点		離着陸地帯		進入角	
		X	Y	W	Z	着陸	離陸
中型ヘリコプター	UH-1 UH-60	20m	20m	50m	50m	14°	7°
大型ヘリコプター	CH-47	40m	40m	100m	100m	14°	7°



[吹流しの基準]

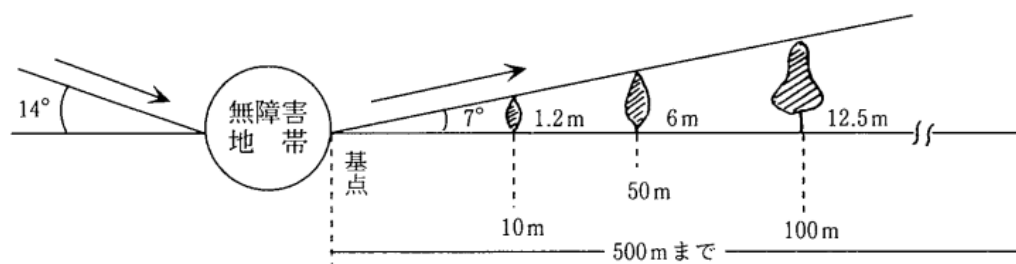


- ・布地は繊維
- ・型は円形帯

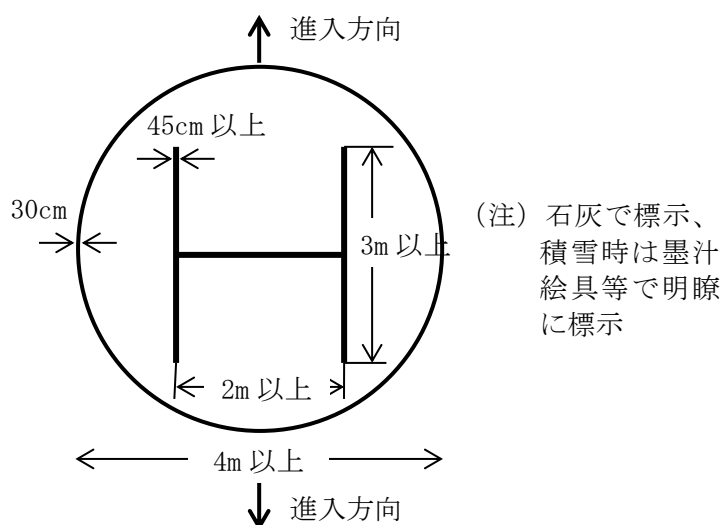
[防災ヘリコプター発着場]

場所名	所在地	電話番号
千代田義務教育学校	かすみがうら市上佐谷 990 番地	0299-59-3502
第1常陸野公園野球場	かすみがうら市中佐谷 1250 番地	0299-59-4829
セゴビアゴルフクラブ	かすみがうら市高倉 1384 番地	0299-22-6000
わかぐり運動公園	かすみがうら市新治 1813 番地 2	0299-59-2909
雪入ふれあいの里公園	かすみがうら市雪入 452 番地 1	0299-59-7000
東京製綱（株）土浦工場	かすみがうら市穴倉 5707 番地	029-831-2222
戸沢公園運動広場	かすみがうら市穴倉 3604 番地 1	—
かすみがうら市立多目的運動広場	かすみがうら市深谷 3384 番地 1	029-898-2017
かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎	かすみがうら市大和田 562 番地	029-897-1111 0299-59-2111

[発着場における無障害地帯]



[H記号の基準]



第26節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに受援計画

■基本的考え方

この計画は、災害が発生した場合、その応急措置を実施するため、他市町村に応援を求めるために定めるものである。

関係部課

環境防災課、経営企画課、情報広報課、商工観光課、監査委員事務局

1 他市町村への応援要請

市長は、市域に係る災害について、適切な災害応急対策を実施する必要性を認めた場合、予め締結した応援協定に基づき、他の市町村及び関係機関に対し、応援要請を行う。

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備して職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

2 県への応援要請又は職員派遣の要請

市長は、知事に応援又は職員派遣の要請を求める場合、次の事項を記載した文書により依頼を要請する。

ただし、緊急を要し文書による要請ができない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

(2) 職員派遣要請時に記載する事項

- ア 職員の要請を求める理由
- イ 職員の要請を求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣の要請について必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧の必要性を認める場合、指定地方行政

機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

ただし、緊急を要し、文書による要請ができない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧の必要性を認める場合、民間団体に協力を要請する。

3 応援受入体制の確保

(1) 連絡窓口

市の応援受入の連絡窓口は、市民部環境防災課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局を応援受入連絡窓口とする。

(2) 受入施設

受入施設については、災害の状況を考慮し適宜定める。

4 経費の負担

(1) 交通費、食糧費等

応援に要した負担は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- ア 職員等の応援に要した交通費、食糧費
- イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

(2) 災害派遣手当

市は法第32条の規定に基づき、他の地方公共団体等から災害応急対策、又は災害復旧のため派遣された職員に対して、災害派遣手当（所得税の課税対象外）を支給する。

5 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

市内の消防機関の消防力では、十分な活動が困難である場合、茨城県広域消防相互応援協定による応援、又は緊急消防援助隊の応援の要請を速やかに行う。

(2) 応援受入体制の確保

- ア 受入窓口

市の応援受入窓口は、消防本部消防総務課とする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部事務局とする。

イ 受入施設

受入施設については、災害の状況を考慮し、適宜定める。

(3) 応援隊との連携

効率的な消防応援活動を行うために、指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携を図る。

ア 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）

イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）

ウ 補給・休憩宿泊施設の整備、提供（学校、体育館等）

エ 消防活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として、応援を受けた市の負担とする。

第27節 農地農業計画

■基本的考え方

この計画は、災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を定めるものである。

関係部課

農林水産課、農業委員会事務局

1 農 地

- (1) 河川等の氾濫により農地に冠水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により冠水排水を図る。（なお、ポンプ排水又は、堤防切開工事を行うに当たっては、河川管理者、海岸管理者などと事前協議を行う。）

(2) 農業用施設

ア 排水機

排水機場に浸水のおそれがある場合は、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失った場合は、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により、冠水の排除に努める。

イ 堤 防

湖岸堤防、溜め池堤防用の法面崩れの場合は、腹付け工事及び杭棚工事を行う。

ウ 溜め池

溜め池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合には、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認められる場合は取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

エ 水 路

水路は、取水樋門、立切等操作あるいは仮水路、土管敷設工事など応急工事の実施により水路の決壊防止に努める。

オ 頭首工

頭首工は、保全に必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合に応急工事を行う。

2 農作物

(1) 農作物の応急措置

ア 災害対策技術の指導

農作物の十分な応急対策を可能とするために、被害の実態に則し、必要な技術対策を立案し、農業協同組合等農業団体と一体となって、技術指導を行う。

イ 種苗の確保

災害により農作物に被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、県に対して種苗の確保措置を要請するとともに、農業協同組合等を通じて拠出計画をたて供給措置を行う。

(2) 家畜の応急措置

ア 風 害

- (ア) 被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
- (イ) 外傷家畜の治療と看護に努める。
- (ウ) 事故圧死病傷畜の早期処置により余病の併発を防止する。

イ 水 害

- (ア) 畜舎内浸水汚染の排水清掃を図る。
- (イ) 乾燥後畜舎内外の消毒を励行する。
- (ウ) 家畜防疫員による被害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当をする。
- (エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努める。
- (オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

第28節 災害救助法の適用

■基本的考え方

この計画は、市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合において、災害救助法の適用による救助を適用し、もって被災者の保護と社会の秩序の保全を図るために定めるものである。

関係部課	環境防災課、税務課、国保年金課、市民課、社会福祉課、会計課
------	-------------------------------

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。

かすみがうら市に適用される具体的な基準は次の場合となる。

令和5年4月1日 現在		施行令第1条第1項（各別表による）		
人口	世帯	1号適用	2号適用	3号適用及び4号適用
40,521 人	18,240 世帯	市内滅失世帯 60世帯以上	県内滅失世帯数 2,000 世帯以上 の場合市内滅失世帯 30 世帯以上	※厚生労働省との事前 協議

参考）茨城県人口・世帯： 2,828,848 人・1,215,783 世帯（令和5年4月1日現在）

2 被災状況の把握及び認定

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は次の基準による。

① 住家の全壊、全焼、流失世帯	= 滅失1世帯
② 住家の半壊、半焼、半壊等著しく損傷した世帯	= 滅失1／2世帯
③ 住家の床下浸水、土砂堆積等により一時的に居住不能となった世帯	= 滅失1／3世帯

(2) 住家の滅失等の判断基準

ア 住家の全壊、全焼、流出

住家の全壊、全焼、流出の判断基準は次によるものとする。

- | |
|---|
| ① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70％以上に達した程度のもの |
| ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの |

イ 住家の半壊、半焼

- | |
|--|
| ① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20％以上70％未満のもの |
| ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの |

ウ 住家の床上浸水、土砂堆積等

ア項及びイ項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住 家

現実に居住のために使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世 帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3 災害救助法の適用手続き

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、茨城県防災・危機管理課へ報告する。

4 災害救助法による救助

(1) 救助の実施

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実態に関する事務については、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施する必要がある場合は、救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を知事に通知する。

なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等について、「茨城県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

■基本的考え方	
この計画は、被災した施設の災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を図るために定めるものである。	
関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、検査管財課、都市整備課、道路課、上下水道課、学校教育課、社会福祉課、子育て支援課

1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 病院等公共医療施設災害復旧事業計画
- (8) 学校教育及び社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他災害復旧事業計画

2 復旧事業実施体制の確立

市は派遣等活動体制について、災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援等の必要な措置をとる。

3 災害復旧事業計画の作成

市施設に関する災害復旧事業計画は、災害応急対策を講じた後速やかに被害の程度を十分調査・検討し策定する。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関とも十分連絡調整を図り、計画を策定する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の作成に当たっては、被災状況等を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(3) 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果が上がるよう努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

■基本的考え方

この計画は、被災施設の復旧事業計画を速やかに実施するために、国又は県の財政援助及び助成を得るための諸手続について定めるものである。

関係部課	経営企画課、検査管財課、税務課
------	-----------------

1 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助する被災施設の復旧事業については、復旧事業費の決定及び決定を受けるため、査定実施に必要な計画を速やかに策定するよう努める。

特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度、緊急に応じた公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるように、必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業の決定については、地方公共団体の長の報告、資料、実態調査の結果等に基づいて主務大臣が決定するものである。この事業は、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）」に基づいて援助されるものであり、次のとおりである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助されるもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害法では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被害者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合、激甚災害として政令で指定し、一般災害に比較して各種の事業に国庫補助のかさ上げを行い、又は金融面においても特別な優遇措置を講ずることとしている。

災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

■基本的考え方

この計画は、被災した農林漁業、中小企業及び一般市民に対し災害復旧に必要な資金を迅速かつ円滑に融資又は補填、あるいは支援するために実施する諸手続について定めるものである。

関係部課

商工観光課、税務課、市民課、社会福祉課、農林水産課、農業委員会事務局、会計課

1 農林漁業復旧資金

市長は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

- (1) 天災融資法（昭和30年法律第136号）による融資
- (2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
- (3) 日本政策金融公庫（農林水産事業資金）による融資
- (4) 農業保険法（昭和22年法律第185号）による融資

2 中小企業復興資金

市長は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府関係機関（中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫）の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

3 住宅復興資金

(1) 災害復興住宅資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、その結果、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する場合、災害復興住宅資金の融資について、借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借り入れの促進を図るよう努める。

また、被災者が災害復興資金を市が指定する金融機関から借り受ける際は「かすみがうら市住宅等災害復旧資金利子補給規則」に従い、被災者の金利負担を軽減するための策を講ずる。

(2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね10戸以上となった場合は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出ると

ともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行う。

4 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自立更正をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付対象とはしない。申込受付は、市社会福祉協議会が窓口になって行う。

5 母子父子寡婦福祉資金

母子父子寡婦福祉資金については、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、その貸付を行う。

6 義援金品の募集及び配分

市は、義援金の募集について県及び日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、かすみがうら市社会福祉協議会に対し、協力要請を行う。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際して品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分に配慮した方法とするよう協力を要請する。

7 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金については、「かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、その支給及び貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金（かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条）

市長は市民が同条例第1条に規定する災害により死亡した場合、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

(2) 災害障害見舞金（同条例第9条）

市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治った場合（その症状が固定したときを含む。）、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に掲げる程度の障害に応じて、当該市民に対し災害障害見舞金の支給を行う。

(3) 災害援護資金（同条例第12条）

市長は、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」第3条に掲げる災害により「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行う。

なお、当該世帯は、その所得について同法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

8 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合には、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することをもって、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

ア 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- (ア) 当該自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯。
- (イ) 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住する必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- (ウ) 火砕流等の当該自然災害により、被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- (エ) 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等の構造耐力上の主要部分として、政令で定める補修を含む大規模な補修を行わなければ居住困難であると認められる世帯。（(イ)項及び(ウ)項に掲げる世帯を除く。）

イ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照。

(2) 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

ア 災害救助法施行令第1第1項条第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）

イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）

ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）

エ ア項又はイ項に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）

オ ウ項又はエ項に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域でア項～ウ項に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）

(3) 支援法の適用手続き

市長は、当該自然災害に係る被害状況を把握した結果に基づき、被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書を作成し知事に報告及び支援法の適用を申請する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告（「被害状況報告表」）で兼ねることができるものとする。

(4) 支援金支給の基準

ア 支給対象世帯

支援金支給の対象となるのは、被災世帯の世帯人数により下表の区分に該当する。

(ア) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 ((1)-ア-(ア))	建設・購入	100	200	300
解体 ((1)-ア-(イ))	補修	100	100	200
長期避難 ((1)-ア-	賃借	100	50	150
大規模半壊 ((1)-ア-(エ))	建設・購入	50	200	300
	補修	50	100	200
	賃借	50	50	150

(イ) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 ((1)-ア-(ア))	建設・購入	75	150	225
解体 ((1)-ア-(イ))	補修	75	75	150
長期避難 ((1)-ア-	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 ((1)-ア-(エ))	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

(5) 支援金支給申請手続き

ア 支給申請手続き等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

イ 必要書類の発行

市は、被災者からの請求に基づき、支給申請書に添付する必要書類を発行する。

必要となる書類は以下のとおり。

			全 壊		大規模半壊
			半 壊 解 体	敷地被害 解 体	
基礎支援金	①り災証明書		○	○	○
	②	解体証明書		○	○
		滅失登記簿謄本		○	○
		敷地被害証明書類			○
	③住民票 (外国人登録済証明書)		○	○	○
	④預金通帳の写し		○	○	○
加算支援金	⑤契約書等の写し		○	○	○

ウ 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめのうえ、速やかに県に送付する。

(6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付される。

なお、決定した支援金は、支給決定内容に基づき、原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

市は、口座振替払い支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第4節 その他の保護計画

■ 基本的考え方

この計画は、被災者の生活保護を図るため、租税及び公共料金の免除及び、郵便事業に関する特別措置、その他必要な生活保護施策を実施していくために定めるものである。

関係部課	税務課、国保年金課、社会福祉課
------	-----------------

1 租税及び公共料金等の特例措置

市は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を、被災住民等に周知していく。

(1) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき地方税について、被災状況に応じて、法令及び条例の規定に基づく申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付、若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を実施する。

(2) その他公共料金の特例措置

ア 郵便事業

(イ) 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付

災害救助法が発動された場合には、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。なお、交付場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(ロ) 被災者の差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）は、料金の免除を実施する。

なお、取扱い場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(ハ) 被災地宛救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物は、日本郵便株式会社が公示して料金免除を実施する。

なお、引受場所は、全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

2 生活保護

市は、被災者の恒久的生活確保のため、生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対して、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

第5節 災害復旧・復興計画

■ 基本的考え方

この計画は、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るために実施する復旧・復興計画及び事業について定めるものである。

関係部課

全課

1 復興計画の策定

災害が発生した場合には、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るため、迅速かつ円滑に復旧・復興を進める必要がある。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改編する事業と位置付けられる。

市は、復興事業を効果的に実施するため、被災後速やかに復興計画を策定し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

(1) 災害復興対策本部の設置

市長は、災害発生後、被災状況を的確に把握し、現状復旧とするか、復興とするかを迅速に意思決定し、復興の必要性を認めた場合、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

災害復興対策本部の構成員は災害対策本部を基本とするが、被災地の規模及び内容等に応じて適宜定める。

(2) 災害復興方針・計画の策定

ア 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

イ 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、災害復興計画の策定を行う。

災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

2 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

ア 建築基準法第84条建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理事業の必要性が認められる場合には、建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定を行い、その旨告示する。

イ 被災市街地復興特別措置法上の手続き

被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を実施する。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

災害復興事業は、市民部を中心として災害の状況に応じた関係部課からなる専管部署を設置し、災害復興計画に基づき推進する。